

資料編

目 次

	頁
1. 災害危険箇所・被害想定関連	
資料1 災害危険箇所の状況	1
(1) 河川	2
(2) 地すべり	4
(3) 急傾斜地（自然）	5
(4) 土石流	16
(5) 溜池	19
資料2 重要水防箇所一覧	25
(1) 国土交通大臣が管理する河川における重要水防箇所	25
(2) 知事が管理する河川における重要水防箇所	26
資料3 防災重点農業用ため池一覧	27
資料4 大淀川水系洪水浸水想定区域図	28
資料5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	31
資料6 国富町防災マップ	37
資料7 国富町ため池ハザードマップ	47
資料8 地震被害想定（「宮崎県地震・津波及び被害の想定について （令和2年3月）」より）	52
資料9 国富町大規模盛土造成地マップ	55
2. 施設関連	
資料10 危険物等取扱施設の状況	57
(1) 給油取扱所	57
(2) 屋内貯蔵所	57
(3) 移動タンク貯蔵所	57
(4) 地下タンク貯蔵所	57
(5) 一般取扱所	57
(6) 屋外タンク貯蔵所	58
資料11 緊急時ヘリコプター離着陸場	59
資料12 消防施設等の状況	60
(1) 消防施設等の状況	60
(2) 国富町消防団組織図	61
資料13 救出用資機材及び重機等の保有状況	62
資料14 避難場所及び避難路	63
(1) 指定緊急避難場所・指定避難所	63
(2) 福祉避難所	63
(3) 避難路	64
資料15 社会福祉施設等の状況	65
(1) 社会福祉施設等	65
(2) 国富町介護保険事業所等一覧	65
資料16 医療関係機関の状況	69
資料17 医薬品等の調達先	70
資料18 遺体収容所	70
資料19 遺体処理施設	70

目 次

	頁
資料 20 災害危険区域内の要配慮者利用施設	71
(1) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	71
(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	71
3. 災害応急対策関連	
資料 21 国富町災害対策本部組織図	72
資料 22 国富町災害対策本部事務分掌	72
資料 23 火災・災害等即報_第 4 号様式 (その 1) (災害概況即報)	79
資料 24 火災・災害等即報_第 4 号様式 (その 2) (災害状況即報)	82
資料 25 被害状況判定基準	85
資料 26 防災無線の使い方及び無線電話番号等	88
資料 27 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書	93
資料 28 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	94
資料 29 火災・災害等即報_第 1 号様式 (火災)	97
4. 条例・協定関連	
資料 30 防災関連条例及び各種協定等	98
(1) 国富町防災会議条例	98
(2) 国富町災害対策本部条例	100
(3) 宮崎県市町村防災相互応援協定	101
(4) 宮崎県消防相互応援協定書	103
(5) 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	105
(6) 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領	107
(7) 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準	109
(8) 防災関係協定・覚書一覧	111

本編該当ページ一覧

1. 災害危険箇所・被害想定関連

資料名	本編該当ページ
資料 1 災害危険箇所の状況	風水害等対策編：6
資料 2 重要水防箇所一覧	風水害等対策編：6、29
資料 3 防災重点農業用ため池一覧	共通対策編：108 地震災害対策編：11
資料 4 大淀川水系洪水浸水想定区域図	風水害等対策編：4
資料 5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	風水害等対策編：5
資料 6 国富町防災マップ	風水害等対策編：6
資料 7 国富町ため池ハザードマップ	風水害等対策編：6 地震災害対策編：11
資料 8 地震被害想定（「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）」より）	地震災害対策編：4
資料 9 国富町大規模盛土造成地マップ	地震災害対策編：10

2. 施設関連

資料名	本編該当ページ
資料 1 0 危険物等取扱施設の状況	地震災害対策編：12
資料 1 1 緊急時ヘリコプター離着陸場	共通対策編：11、61 林野火災対策編：4
資料 1 2 消防施設等の状況	共通対策編：12、63
資料 1 3 救出用資機材及び重機等の保有状況	共通対策編：12
資料 1 4 避難場所及び避難路	共通対策編：17、28、80 風水害等対策編：6、11
資料 1 5 社会福祉施設等の状況	共通対策編：26
資料 1 6 医療関係機関の状況	共通対策編：66
資料 1 7 医薬品等の調達先	共通対策編：67
資料 1 8 遺体収容所	共通対策編：104
資料 1 9 遺体処理施設	共通対策編：104
資料 2 0 災害危険区域内の要配慮者利用施設	風水害等対策編：4、5

3. 災害応急対策関連

資料名	本編該当ページ
資料 2 1 国富町災害対策本部組織図	共通対策編：41
資料 2 2 国富町災害対策本部各班事務分掌	共通対策編：42
資料 2 3 火災・災害等即報_第4号様式（その1） （災害概況即報）	共通対策編：48
資料 2 4 火災・災害等即報_第4号様式（その2） （災害状況即報）	共通対策編：48
資料 2 5 被害状況判定基準	共通対策編：48
資料 2 6 防災無線の使い方及び無線電話番号等	共通対策編：55
資料 2 7 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書	共通対策編：59、60
資料 2 8 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	共通対策編：119
資料 2 9 火災・災害等即報_第1号様式（火災）	大規模な火事災害対策編：7 林野火災対策編：7

1. 災害危険箇所・被害想定関連

資料1 災害危険箇所の状況

災害危険箇所総括表

(1) 市町村別災害危険箇所表 (令和6年4月1日現在)

市町村名	河川	地すべり			傾斜地		土石流	溜池	海岸	計
		危険度計	A	B	C	人工がけ				
国富町	12	6	0	0	6	0	29	26	0	204

(2) 危険度別災害危険箇所表

市町村名	河川	地すべり			傾斜地		土石流			溜池			海岸			計							
		危険度			危険度		危険度			危険度			危険度										
		計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A		B	C					
国富町	12	6	6	0	6	0	0	0	29	6	10	13	26	11	11	4	0	0	0	204	57	48	99

(3) 削除・追加・修正箇所内訳表

市町村名	河川	地すべり			傾斜地		土石流			溜池			海岸			計								
		削除	追加	修正	人工がけ	自然がけ	削除	追加	修正	削除	追加	修正	削除	追加	修正									
国富町			1																					

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(1) 河川

市町村名 (国 富 町)

河 川

番 号	水系名 (河川名)	管理 者別	左 右 岸の 別	延 長 (m)	所 在 地 (目 標、被 害 区 域 を 含 む)	危 険 箇 所 の 状 況	水 防 計 画 に よ る 重 要 水 防 区 域 の 有 無	危 険 度	被 害 の 種 類	考 考 備 備
7	大淀川 (三名川)	県	左 右	4,500 4,500	八代南俣 字 粉木～堂ヶ迫	低水護岸であり、溢水破堤の恐れあり		B		H14範囲縮小 H14危険度変更
8	" (深年川)	"	左 右	4,605 4,605	国富町大字須志田 字 飯盛～鍋ヶ谷	流下断面不足	○	A	流下能力不足	河川改修事業実施中 (宮本橋上流改修済)
9	" (木脇川)	"	左 右	700 700	国富町大字木脇 字 赤池～前田	流下断面不足	○	A	住宅・耕地冠水 県道佐土原国富線	
11	" (桑鶴川)	"	右	100	国富町大字木脇字桑鶴	流下断面不足	○	A		
26	" (深年川)	国	左	300	国富町本庄 6K300～6K600	越水A	○	A		大淀川水系河川整備基本 方針(H15年3月)による計 画流量増 掘削残有り
41	" (")	国	右	1,726	国富町大字本庄 1K100～2K900	越水B	○	B		大淀川水系河川整備基本 方針(H15年3月)による計 画流量増 掘削残有り
43	" (")	国	左	215	国富町大字三名 2K660～2K900	越水B	○	B		大淀川水系河川整備基本 方針(H15年3月)による計 画流量増 掘削残有り
45	" (")	国	右	300	国富町大字本庄 4K900～5K200	越水B	○	B		無堤区域だが、県道がH・ W・Lが基準を満たす
46	" (")	国	左	1,400	国富町大字本庄 4K900～6K300	越水B	○	B		大淀川水系河川整備基本 方針(H15年3月)による計 画流量増 掘削残有り

1. 災害危険箇所・被害想定関連

市町村名 (国 富 町)

河 川

番 号	水系名 (河川名)	管理 者別	左 右 岸の 別	延 長 (m)	所 在 地 (目標、被害区域を含む)	危 険 箇 所 の 状 況	水防計画 による重 要水防区 域の有無	危 険 度	被 害 の 種 類	備 考
22	大淀川 (")	国	左	320	国富町大字木脇 1K100~1K550	越水B	○	B		
30	" (宮本川)	県	左 右	500 500	国富町大字三名 字宮本~字成武	流下断面不足	○	A	流下能力不足	
31	" (本庄川)	国	左	2,700	国富町大字本庄 8K300~11K000	堤体漏水B	○	A		R6追加

(注)番号1・2・3・4・5・6・10・12・13・16・18・21・23・26・27・28・29は欠番

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(2) 地すべり

市町村名 (国 富 町)

地すべり

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省 整 理 番 号	区 域 名	河 川			名			位 置			危 険 区 域 の 状 況			活 動 の 状 況			区 域 内 の 保 全 対 象			そ の 他	地 の 有 無	危 険 度	考 備
				水 系 名	幹 川 名	川 名	郡 市	町 村	大 字	面 積	勾 配	地 質	地 質 の 種 類	現 在 の 状 況	過 去 の 状 況	河 川 へ の 影 響	住 家	耕 地	公 共 的 建 物 施 設 の 種 類 及 び 数	未 着 手	着 手				
21-1	1	62-4	馬場	大淀川	本庄川	三名川	東諸郡	国富町	八代南俣	12.0	14	第3紀層砂岩	三	無	有	900,000	戸	ha	5.0	○	○	有	C		
21-3	2	62-6	市野々	"	"	森永川	"	"	森永	9.0	30	泥岩	"	有	有	320,000	23	4.5	○	○	有	C			
	3	62-3	馬場北	"	"	三名川	"	"	八代南俣	25.6	12	泥岩	"	有	有	140,000	0	3.0	○	○	無	C			
21-2	4	62-5	須志田	"	"	深年川	"	"	須志田	10.0	16	泥岩	"	有	有	60,000	0	0.0				無	C		
21-5	5		平原	"	深年川	鳥居内川	"	"	木脇	1.0	60	泥岩	"	有	有	10,000	3	0.5	○	○	有	C	H8竣工 中央ブロック		
21-4	6		向高	"	本庄川		"	"	向高							50						有	C	H17 追加	

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(3) 急傾斜地(自然)

市町村名(国 富 町)

急傾斜地(自然)

番 号	国 土 交 通 省	整 理 番 号	位 置				地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧水の有無	崩壊の有無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設 数	がけ 高 と 同 距離 以内 がけ 下 戸 数	他 事 業 の 区 域 指 定	危 険 度	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	考 備
			郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m	高 さ m		種 類	表 土 厚 さ					種 類	種 類						
I-1-0928	1	917	東諸県郡	国富町	本庄	宗仙寺	40	250	35	有	第4紀層 シラス	a	有	有	林地B100		1	県道	30	特土	A	S45.4.1		
I-1-3354	2	918	"	"	"	瀬戸前	35	200	20	無	第4紀層 泥岩ハ	a	有	有	"	7	町道	200	特土	A				
I-1-0929	3	919	"	"	"	高寺	40	300	20	無	"	a	有	有	"	12	町道	300	"	A			施工済	
I-1-0930	4	920	"	"	"	横峰	40	250	30	無	"	a	有	有	"	14	町道	250	"	C			63年度危険度変更 施工済	
I-1-0931	5	921	"	"	宮王丸	高添	35	130	10	無	シラス	b	有	有	"	20	県道	130	"	C	S51.1.17	H26~28急傾斜地崩壊 対策事業 S51 施工済		
I-1-5866	6	922	"	"	嵐田	寺ノ下	30	150	25	無	第4紀層 泥岩ハ	a	有	有	"	8				C			63年度危険度変更 施工済	
I-1-0933	7	923	"	"	須志田	川原	45	300	35	無	第3紀層 砂岩ロ	b	有	有	"	16	町道	300	"	A			S51 緊急治山事業 150m施工	
I-1-0934	8	924	"	"	"	岩下	30	300	25	無	"	a	有	有	"	12	町道	300	"	A			H17 治山災害復旧事業 H17 道路災害復旧事業	
I-1-0935	9	925	"	"	"	錦ヶ谷	35	250	25	無	"	a	有	有	"	10	町道 町道	200 250	"	C	S45.4.1	S45 施工済		
I-1-0936	10	926	"	"	八代南戻	飯屋	45	300	35	無	第4紀層 泥岩ハ	a	有	有	"	10	町道	300	"	C	S45.4.1	S52~54 施工済		
I-1-0937	11	927	"	"	"	栗巢	45	100	40	無	"	a	有	有	"	15	町道	m 100	"	C	S45.4.1	63年度危険度変更 施工済		
I-1-0938	12	928	"	"	"	片木山	50	300	40	無	第4紀層 泥岩ハ	b	有	有	林地B100	10	町道	m 300	特土	B			S50 復旧治山事業 施工済	

(注)番号13は欠番

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省	整 理 番 号	位 置				地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧水等の有無	崩壊の有無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設		がけ高と同距離以内の軒下戸数	他事業の区域指定	危 険 度	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	備 考
				郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m	高 さ m		種 類	表土厚さ					種 類	種 類	種 類	種 類					
I-1-0939	14	東諸県郡	国富町	塚原	東京	40	550	15	無	第4紀層 シラス	a	有	有	〃	26	町道	〃	26	〃	〃	〃	〃	C	S51.6.28	S58年度危険度変更	
I-1-0940	15	〃	〃	〃	〃	40	200	15	無	〃	a	有	有	〃	29	町道	〃	29	〃	〃	〃	C	S45.4.1	H5~H7		
I-1-0941	16	〃	〃	木脇	木峰	30	100	15	無	砂岩口	a	有	有	〃	18	県道	〃	18	〃	〃	〃	A				
I-1-0942 I-1-0964	17	〃	〃	三名	麓	35	500	20	無	〃	a	有	有	〃	25	町道	公民館	1	〃	〃	〃	A	S45.4.1			
I-1-0958	18	〃	〃	〃	萩原	35	100	20	無	〃	a	有	有	〃	6	町道	〃	〃	〃	〃	〃	A				
I-1-0944	19	〃	〃	宮王丸	北村	65	110	10	無	〃	a	無	有	〃	10	向陽団地	〃	〃	〃	〃	〃	A	S51.1.17	S55年度施工済		
I-1-0945	20	〃	〃	森永	京出	40	130	15	無	泥岩	a	有	無	〃	6	町道	〃	〃	〃	〃	〃	A		S60 追加		
I-1-0946	21	〃	〃	〃	向原	30	170	7	無	砂岩	a	無	無	〃	4	町道	森永小学校	1	〃	〃	〃	C		S60 追加		
I-1-0947	22	〃	〃	本庄	地藏寺	80	100	12	〃	砂岩	a	有	無	〃	20	県道	〃	〃	〃	〃	〃	A		S60 追加 H19 町単法面復旧工事		
I-1-0948	23	〃	〃	〃	西下本庄	80	50	5	有	シラス		有	有	〃	8		〃	〃	〃	〃	〃	C		H13~17 急傾斜地崩壊 防止対策事業 H17年度 危険度変更		
I-1-0949	24	〃	〃	〃	大平原	70	90	20	無	第4紀層 砂岩	a	有	有	林地B	2		町役場 体育館	2	〃	〃	〃	A		S60 追加 大平原を一部をH23 事業化 区一部完了		
I-1-3355	25	東諸県郡	国富町	本庄	六日町	40	200	15	無	砂質土	a	有	無	〃	20	町道	〃	〃	〃	〃	〃	A		S60 追加 ズリあり		

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省	国 整 理 番 号	位 置				地 形		オーバハングの有無	地 質		湧水等の有無	崩壊の有無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設		がけ高と同距離以内の軒数	他事業の区域指定	危 険 度	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	備 考
				郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m		高 さ m	種 類					表土厚さ	種 類	種 類	種 類					
I-1-0950	26	941		郡	市											12					12	"	B		S60 追加
I-1-0951	27	942		郡	市	八代北俣	永山	30	100	15		第3紀層礫土	a	有	無	8					7	"	A		S60 追加
I-1-0952	28	943		郡	市	八代北俣	堀内	30	200	10		"	a	無	無	9					9	"	B		S60 追加
I-1-0959	29	944		郡	市	八代南俣	川上	45	150	50		砂岩	a	有	無	3	八代医院	1				"	A		S60 追加 H19県車治山事業
II-1-0954	30	945		郡	市	須志田	田中	30	250	15		"	b	無	無	9					6	"	B		S60 追加
I-1-0955	31	946		郡	市		山中	35	90	20		"	a	有	林地B	7					13	"	A		S60 追加
I-1-0956	32	947		郡	市	本脇	前田	30	150	30		第3紀層礫土	a	無	無	8					8		A		H14・15急傾斜地崩壊対策事業
I-1-0957	33	948		郡	市	本庄	大脇	30	200	15		"	a	有	無	10					10		A		S60 追加
I-1-0956	34	957		郡	市		東ノ原	30	50	5		"	a	無	有	5					3		A		S60 山崖崩れより移行
II-1-5853 I-1-0943	35	949		郡	市	三名	加藤尾	30	100	100		粘質土	a	無	林地B	7	福祉会館 公民館	2	県道尾村木 脇線	m 370	7		C		H11急傾斜地崩壊対策事業
I-1-0959	36	950		郡	市	八代南俣	一の谷	30	80	60		砂質土	a	無	無	5					5		C		" S59 県営治山施工
I-1-0960	37	951		郡	市	八代南俣	松ヶ迫	30	300	60		粘質土	a	無	無	5		町道			5		A		S60 山崖崩れより移行 S61一部施工

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省 整 理 番 号	位 置				地 形			オーバハングの有無	地 質		湧水等の有無	崩壊の有無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設		他 事 業 の 区 域 指 定	危 険 度	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	考 備	
			郡	市	町	村	傾 斜 度	長 さ m	高 さ m		種 類	表 土 厚 さ					種 類	種 類	種 類	種 類					種 類
51-288	38															3						C			
I-1-3361	39	958														5						C			S55 県営治山施工
51-290	40															3						C			
I-1-0961	41	952														5						C			
I-1-0962	42	953														10	消 防 車 庫 公 民 館	町 道	100			C			S61 山崖崩れより移行
II-1-5849	43															2		県 道 旭 村 木 脇 線	200m			A			
II-1-5839	44															2		町 道	m 30			C			H21~H22 急傾斜地崩壊対策事業 H22 危険度変更
51-295	45															2		県 道 南 保 宮 崎 線				A			S61 山崖崩れより移行
51-296	46															2		町 道	m 200			C			S61 山崖崩れより移行、施 工済
II-1-5857	47															2		町 道	m 100			A			S63年度 危険度変更
II-1-5850	48															2		県 道 都 農 綾 線				A			S61 山崖崩れより移行
II-1-5879	49															1						A			

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	国 土 交 通 省	整 理 番 号	位 置				地 形			オーバハングの有無	地 質		湧水等の有無	崩壊の有無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設	がけ高と同距離以内の戸数	他 事 業 の 区 域 指 定	危 険 度	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	考 備		
			郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m	高 さ m		種 類	表 土 厚 さ					種 類	種 類							種 類	種 類
II-1-5878	50		郡	市	八代北俣	上床	30	25	無	砂質土	a	無	無	林地B	1	簡易水道 町道	100	1			B					
51-301	51		郡	市	八代南俣	片木山	30	30	無	砂質土	a	無	無	林地B	2	町道	200	2			C			S58 県営治山施工		
I-1-3353	52		郡	市	深年	脇水流	30	30	無	砂質土	a	無	有	林地B	1	県道法ヶ岳 本庄線	200	1			A				S58 県営治山施工	
II-1-5886	53		郡	市	三名	吹上	45	25	無	砂質土	a	無	有	林地B	1	町道	150	1			A					
I-1-3360	54		郡	市	〃	堂ヶ峯	50	10	無	砂質土	a	無	有	林地B	2	町道	80	2			B			H25 県単治山施工予定 H23年度 危険度変更		
II-1-5881	55		郡	市	深年	田原	45	20	無	砂質土	a	無	有	林地B	2	町道	100	2			A				H24 県単治山施工完了	
I-1-3352	56	954	郡	市	〃	鳩峰	40	15	無	砂質土	a	無	有	林地B	5	町道	100	5			C				S62年度 危険度変更	
51-307	57		郡	市	〃	前畑	60	20	無	〃	a	無	有	〃	3			3			C				S62年度 危険度変更	
II-1-0967	58		郡	市	八代南俣	馬場北	30	30	無	〃	a	無	有	林地A、B その他	3	公民館	200	3			A				S61 山崖崩れより移行、施工済	
I-1-0963	59	955	郡	市	三名	麓	35	20	無	第4紀層 泥岩	a	有	有	林地A、B その他	14	町道	200	7			C				H8~9 急傾斜地 崩壊対策事業	
I-1-0965	60	956	郡	市	岩知野	中村	30	15	無	〃	a	無	無	林地B その他	25	県道	200	15	けいめい 記念病院	1						B
II-1-5856	61		郡	市	深年	尖喰野	35	10	無	砂質土	a	有	有	林地B	6	町道	30	2			A					

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省	整 理 番 号	位 置				地 形			地 質 種 類	湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 が け 下 戸 数	他 事 業 の 区 域 指 定	危 険 度	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定 年 月 日	考 備
				郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m	高 さ m						オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類						
I-1-0953	62			郡	馬場	八代南侯	馬場								5	八代小学校	1	町道	100		B		
I-1-0952	63			郡	嵐田	寺ノ下	寺ノ下								5	照崎寺	1	町道	100		C		
I-1-0958	64			郡	森永	市野々	市野々								23	公民館	1	県道 橋梁2町道	200 350		C		
	65			郡	大坪	向高	大坪								16			町道	100		A		
	66			郡	辻	辻	辻								9	公民館	1	県道	100		B		
II-1-5841	67			郡	牛の宮	八代南侯	牛の宮								3			町道	200		C		
II-1-5837	68			郡	井水(1)	井水(1)	井水(1)								13			町道	200		B		
	69			郡	上床	上床	上床								5			町道	100		C		
	70			郡	中別府(1)	中別府(1)	中別府(1)								2			町道	100		C		
	71			郡	中別府(2)	中別府(2)	中別府(2)								7			町道	100		C		
	72			郡	井水(2)	井水(2)	井水(2)								25			町道	100		B		
	73			東諸郡	国富町	八代南侯	川上								13			町道	100		A		

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省	整 理 番 号	位 置				地 形		オーバハングの有無	地 質 種 類	表土厚さ	湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設		かけ嵩と同距離以内の戸数	他事業の区域指定	危 険 度	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	考 備
				郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m								高 さ m	種 類	種 類	種 類					
I-1-0972	86			市	市	市	市	市							5				県道	100			C		
II-1-5834	87			市	市	市	市	市							8				県道	100			B		
I-1-0970	88			市	市	市	市	市							7				町道	100			C		
I-1-0974	89			市	市	市	市	市							6	木脇小学校	1	小学校	1	50			A	H2.8.1	
90				市	市	市	市	市							2			町道	100			C		H4追加	
I-1-2097	91			市	市	市	市	市							12	病院 稲荷会館	2	町道	100				B	H8.3.29	H8~10急傾斜地 崩壊防止対策事業
I-1-2098	92			市	市	市	市	市								3	県営住宅 町営住宅	1	1	1		B		H8追加	
II-1-5835	93			市	市	市	市	市							1	薬師寺	1	県道	500				B		H4県単治山復旧 事業
II-1-5885	94			市	市	市	市	市							3			町道	30				A		H10追加 H12県単自然災害防止治 山事業
95			1059	市	市	市	市	市							5			町道	40				C	H15.12.22	H15追加 H16.7事業完了(危険度修正)
I-1-3357	96			市	市	市	市	市							7								B		H16追加
I-1-3358	97			市	市	市	市	市							8	県道佐土原 国富線		160					B		H16追加

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名 (国 富 町)

番 号	国 土 交 通 省	整 理 番 号	位 置				地 形			地 質	湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設		他 事 業 の 区 域 指 定	危 険 度	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定 年 月 日	考 備
			郡 市	町 村	大 字	小 字	傾 斜 度	長 さ m	高 さ m						オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類	表 土 厚 さ	種 類				
II-1-5859	110		"	"	三名	下六野								2			m		C		HI16追加	
II-1-5861	111		"	"	竹田									4			m		C		HI16追加	
II-1-5867	112		"	"	深年	寺中								2			m		C		HI16追加	
II-1-5868	113		"	"	本庄	八幡								3			m		C		HI16追加	
II-1-5869	114		"	"	宮王丸	京田								2			m		C		HI16追加	
II-1-5870	115		"	"	木脇	馬場								1			m		C		HI16追加	
II-1-5872	116		"	"	"	平原								1			m		C		HI16追加	
II-1-5873	117		"	"	"	"								2			m		C		HI16追加	
II-1-5874	118		"	"	"	"								2			m		C		HI16追加	
II-1-5875	119		"	"	"	"								2			m		C		HI16追加	
II-1-5876	120		"	"	"	"								1			m		C		HI16追加	
II-1-5883	121		東諸県郡	国富町	八代南侯	馬場南								3			m		C		HI16追加	

1. 災害危険箇所・被害想定関連

急傾斜地(自然)

市町村名(国 富 町)

番 号	市 町 村	国 土 交 通 省 整 理 番 号	位 置				地 形			地 種 類	質 表 土 厚 さ	湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸 数	公 共 的 建 物		公 共 施 設		他 事 業 の 区 域 指 定	危 険 度	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定 年 月 日	考 備
			郡	市	町	村	大 字	小 字	傾 斜 度							長 さ m	高 さ m	オ ー バ ン の 有 無	種 類				
Ⅱ-1-5884	122		〃	〃	〃	深年	前畑								3				m		C		H16追加
Ⅲ-1-9513	123		〃	〃	〃	八代南侯	中別府												m		C		H16追加
Ⅲ-1-9519	124		〃	〃	〃	竹田													m		C		H16追加
Ⅲ-1-9552	125		〃	〃	〃	深年	野添												m		C		H16追加
Ⅲ-1-9553	126		〃	〃	〃	本庄	十日町東												m		C		H16追加
Ⅲ-1-9554	127		〃	〃	〃	田尻	上田尻												m		C		H16追加
Ⅲ-1-9556	128		〃	〃	〃	木脇	桑鶴												m		C		H16追加
Ⅲ-1-9557	129		〃	〃	〃	八代南侯	萩木												m		C		H16追加
Ⅲ-1-9559	130		〃	〃	〃	深年	法ヶ岳												m		C		H16追加
Ⅱ-1-5832	131		〃	〃	〃	〃	高野								1				m		C		H17追加
Ⅱ-1-5831	132		〃	〃	〃	〃	〃								2				m		C		H17追加

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(4) 土石流

市町村名 (国 富 町)

土石流

番 号	国土交通省		水系名	河川名	溪流名	溪流所在 地			溪流所在 地			危険 度分 類	保 全 对 象		備 考
	県	市 町 村				国 土 交 通 省	番 号	郡 市	町 村	字	溪流長		流域 面積	流下 部 平均 勾配	
51-501	171	富 町	大淀川	本庄川	大坪谷川	国 富 町	向 高	0.13	0.02	22	A	6		崎ノ田 砂防指定 H21事業完了 S61年度施工 S62年度危険度変更	
51-502	172	富 町	"	"	"	"	"	0.23	0.02	22	A	5		崎ノ田 砂防指定 H20事業完了 S61年度施工 S62年度危険度変更	
06-382-1-007	181	富 町	"	"	向高谷川	"	"	0.36	0.08	16	A	12	公民館 1	H6 農地整備事業関連で流末施工済 H23 通常砂防事業実施 H14~H16 通常砂防事業	
06-382-1-004	182	富 町	"	"	"	"	"	0.15	0.03	16	C	7		S60 追加 H7~H9 砂防事業実施	
06-382-1-005	183	富 町	"	"	"	"	"	0.15	0.05	16	B	18		"	
06-382-1-006	184	富 町	"	"	"	"	"	0.09	0.01	22	B	11		"	
51-507	193	富 町	"	木脇川	平原	"	木 脇	0.15	0.02	22	B	5		"	
06-382-2-004	186	富 町	"	本庄川	上田尻	"	新 堀	0.13	0.02	10	B	8		"	
06-382-1-003	187	富 町	"	"	寺崎	"	嵐 田	0.14	0.03	22	A	12		"	
06-382-2-001	188	富 町	"	"	"	"	寺 崎	0.50	0.05	10	B	11		"	
06-382-1-001	189	富 町	"	"	嵐田	"	榎 瀬	0.35	0.08	22	A	5		"	

1. 災害危険箇所・被害想定関連

市町村名 (国 富 町)

土石流

番 号	国 土 交 通 省	箇 所 番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	溪 流 所 在 地			危 險 度 分 類			保 全 对 象		備 考	
						郡 市	町 村	字	溪 流 長	流 域 面 積	流 下 部 平 均 勾 配	人 家 戸 数	公 共 施 設 等		
06-382-1-014	12	190	大淀川	三名川	星ヶ平	東諸県郡	国富町	星ヶ平	0.02	0.50	16	B	7		S60 追加
06-382-1-015	13	191	"	"	伊左生	"	"	伊左生	0.33	0.09	18	B	8		H12 完了 H14 危険度変更
51-514	14	192	"	"	一丁田	"	"	三名	0.15	0.02	16	B	5		S60 追加
51-515	15		"	本庄川	塚原 上笹原川	"	"	塚原		0.05		C	5		
51-516	16		"	深年川	鍋ヶ谷川	"	"	須志田		0.05		C	5		S60 追加 砂防指定
06-382-1-011	17		"	"	東鍋ヶ谷 川	"	"	鍋ヶ谷		0.05		C	4		砂防指定 H3年度下流一部完了
51-518	18		"	"	脇水流川	"	"	深年		0.30		C	1		砂防指定 S61事業完了
06-382-1-001	19		"	本庄川	榎木瀬川	"	"	榎瀬		0.10		B	4		
51-520	20		"	"	東宝坂川	"	"	本庄		0.05		A	1		
51-521	21		"	"	宝坂川	"	"	"		0.15		C	1		砂防指定
51-522	22		"	三名川	栗葉堂園	"	"	八代南保		0.05		C	2		S61, S61 県営治山施工済 S63年度危険度変更

1. 災害危険箇所・被害想定関連

土石流

市町村名 (国 富 町)

番 号	国土交通省		水系名	河川名	溪流名	溪流所在 地			溪流所在 地			危険 度 分 類	保 全 对 象		備 考
	市 町 村	番 号				郡 市	町 村	字	溪流長	流域 面積	流下部 平均勾配		人家戸数	公共施設等	
51-523	23		大淀川	深年川	楠水川	東諸県郡	国富町	深年		0.05		C			H10年度追加(大迫地区)
06-382-1-009	24		"	本庄川	鳥居内谷川	"	"	鳥居内		0.26		C	5		H16年度追加
06-382-1010	25		"	深年川	野添川	"	"	野添		0.06		C	7		H16年度追加
06-382-1012	26		"	本庄川	一丁田谷川	"	"	一丁田		0.02		C	11		H16年度追加
06-382-1013	27		"	三名川	東樋渡川	"	"	樋渡		0.02		C	5		H16年度追加
06-382-2006	28		"	"	樋渡川	"	"	"		0.02		C	3		H16年度追加
06-382-2-004	29		"	本庄川	新堀谷川	"	"	新堀		0.01		B	1		

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(5) 溜池

市町村名 (国 富 町)

溜池

番 号	市 町 村	溜 池 名	管理者名(県 の主管部名)	所 在 地 (目 標、被 害区 域を 含む)	危 険 箇 所			状 況	危 険 度	被 害 の 種 類	備 考
					要 水 防 延 長	満 水 面 積	(令 和6 年4 月1 日現 在)				
51-801	1	浦の田上池	農政水産部	国富町大字岩知野松元	43	6,000	34,000	堤体漏水 止水不良	B	住家 20戸 耕地埋没 7.5ha	H23 危険度変更
51-802	2	加藍尾下池	"	" 大字三名加藍尾	79	9,600	12,000	底樋の老朽(54年補修) R4~R7 県営溜池等整備事業実施	A	住家 15戸 耕地埋没 31ha	H23 危険度変更
51-803	3	大谷下池	"	" 大字木脇大谷	103	19,000	45,000	H22県営事業実施(H22~25)	A	住家 10戸 耕地埋没 28ha プリ L=7m	S62 危険度変更
51-804	4	加藍尾上池	"	" 大字三名加藍尾	59	3,700	4,500	底樋の老朽(55年一部補修) R2~R3 県営溜池等整備事業実施	A	住家 8戸 耕地埋没 31ha	H23 危険度変更
51-805	5	荻ヶ内池	"	" 大字八代北俣荻ヶ内	47	2,000	9,600	底樋の使用不能 堤体軟弱	C	耕地埋没 3ha	
51-806	6	山の田池	"	" 大字嵐田山ノ田	40	3,600	15,000	堤体漏水	B	住家 6戸 耕地埋没 9ha	H23 危険度変更
51-807	7	権現迫池	"	" 大字伊左生権現迫	33	3,000	20,000	" H8県単治山復旧流路工事完了	B	住家 20戸 耕地埋没 8ha	H23 危険度変更
51-808	8	中別府池	"	" 大字八代南俣中別府	73.5	5,000	50,000	" (55年一部補修)	A	住家 45戸 耕地埋没 20ha	
51-809	9	渡内池	"	" 大字岩知野松元	57	3,000	10,000	H21県営事業実施(H21~23)	A	住家 8戸 耕地埋没 16ha	S58追加 H23危険度変更
51-810	10	浦の田下池	"	" 大字岩知野松元	40	3,000	6,000	H15~16県営溜池等整備事業実施	B	住家 3戸 耕地埋没 2ha	H23 危険度変更
51-811	11	火焼上池	"	" 大字木脇火焼	37	1,000	3,000	余水吐断面不足(57年一部補修)	B	住家 10戸 耕地埋没 16ha	S58追加

1. 災害危険箇所・被害想定関連

市町村名 (国 富 町)

溜 池

番 号	市 町 村	溜 池 名	管理者名(県 の主 管 部 名)	所 在 地 (目 標、被 害 区 域 を 含 む)	危 険			所 の 状 況		危 険 度	被 害 の 種 類	備 考
					要 水 防 延 長	満 水 面 積	(令 和 6 年 4 月 1 日 現 在)	状 況	状 況			
51-812	12	火焼下池	農政水産部	国富町大字木崎火焼	37	2,000	1,000	H21農地有効利用支援整備事業実施	B	住 家 10戸 耕地埋没 16ha	S58追加 H23 危険度変更	
51-813	13	修理ヶ追池	"	" 木峰	40	6,000	7,500	H15～16県営溜池等整備事業実施	A	住 家 12戸 耕地埋没 5.2ha	H23 危険度変更	
51-814	14	木ノ峰上池	"	" "	42	4,000	6,000	H20～21県営溜池等整備事業実施	A	住 家 8戸 耕地埋没 12.5ha	S58追加 H23 危険度変更	
51-815	15	木ノ峰下池	"	" "	55	4,000	15,000	H20～21県営溜池等整備事業実施	A	住 家 5戸 耕地埋没 15ha	S58追加 H23 危険度変更	
51-817	17	鎌ヶ追池	"	" "	36	3,000	15,000	" (54年一部補修)	C	耕地埋没 10ha	S58追加 H23 危険度変更	
51-818	18	堂ヶ峯池	"	" 大字三名杉木廻	46	10,000	20,000	堤体漏水	B	耕地埋没 25ha	S58追加	
51-819	19	一丁田池	"	" 大字本庄内ヶ追	53	5,700	14,070	余水吐断面不足 (57年一部補修)	A	住 家 5戸 耕地埋没 5ha	S58追加	
51-821	21	大王池	"	" 大王	37	2,700	12,700	"	B	耕地埋没 14ha	S58追加 H23 危険度変更	
51-822	22	市野々池	"	綾町大字入野字久木ヶ尾	35		18,000	H12～14県営溜池等整備事業実施	C	耕地埋没 13ha	S58追加 H17 危険度変更	
51-823	23	大谷池	農政水産部	国富町大字深年大谷	25	5,000	25,000	H12～13県営溜池等整備事業実施	B	住 家 20戸 耕地埋没 17.5ha	H23 危険度変更	
51-824	24	池の谷池	"	" 鳥ヶ追	30	3,400	5,000	余水吐断面不足	C	耕地埋没 2.5ha	S58追加	

1. 災害危険箇所・被害想定関連

市町村名 (国 富 町)

溜 池

番 号	市 町 村	溜 池 名	管理者名(県 の主管部名)	所 在 地 (目標、被害区域を含む)	危 険 箇 所 の 状 況			危 険 度	被 害 の 種 類	備 考
					要水防 延 長	満 水 面 積	(令和6年4 月1日現在)			
51-826	26	大谷上池	"	" 大字木脇大谷	60	19,000	25,000	H29～32県営溜池等整備事業実施 H29～R5県営溜池等整備事業実施	A	住 家 10戸 耕地埋没 9.4ha S58追加 H26 危険度変更
51-827	27	寺ヶ追池	"	" " 前田	30	7,000	3,000	底樋の老朽	B	住 家 6戸 →29戸 耕地埋没 1.9ha →0.6ha ※R6被害の種類欄修正 S58追加 H23 危険度変更
51-828	28	新 池	"	" 三名敷ヶ谷	75	15,000	13,000	堤体漏水	B	住 家 12戸 耕地埋没 40ha S58追加 H23 危険度変更
51-829	29	初木池	"	" 大字八代南原多羅原	129	190,000	2,090,000	R2～R6 県営溜池等整備事業実施	A	住 家 80戸 耕地埋没 48ha S58追加 H23 危険度変更

(注)番号16・20・25は次番

災害危険箇所の状況

(令和6年4月1日現在)

各表の危険度区分は次のとおりとなっている。

(1) 河川危険地区

河川危険区域の危険度区分は、次の基準に基づき、災害関連機関及び地元住民の意見を勘案して町長が決定する。

- A …………… 危険度の非常に高いもの。例えば、台風等による降雨時には常に非難を要する最も危険な状態にある第1次避難指定地区をいう。
- B …………… 危険度の非常に高いもの。例えば、危険度がA地区までには至らないが降雨の状況にあつては避難を要する危険な状態にある第2次避難指定地区をいう。
- C …………… 危険なもの。例えば、危険度がB地区までには至らないが大雨警報が発令されるなど降雨の状況により危険が予想される第3次避難指定地区をいう。

(2) 地すべり

地すべりの危険度区分は、加害要因である下記事項によって採点し、その合計点によって危険度の高いものからA, B, Cランクに区分する。

(イ)過去の地すべり災害(施設の復旧を要したもの並びに人家半壊以上のもの。)

○記録が残っている …………… 1点

○現在も継続していて確認できるもの …………… 2点

(ロ)陥没、隆起の現象有 …………… 4点

(ハ)亀裂 { 常時現れるもの …………… 3点
たまたま現れるもの …………… 2点

(ニ)崩壊現象のあるもの …………… 2点

(ホ)地すべり地帯のもの …………… 1点

(過去の活動状況は、判定の単位を約1年とする。)

上記区分による採点合計についてA, B, Cに区分する。

採点区分 {	5点以上	……………	A (危険度大)
	4点・3点	……………	B (" 中)
	2点以下	……………	C (" 小)

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(3) 急傾斜地

急傾斜地の危険度区分は、次の基準により点数を算出し、A, B, Cのランクに区分する。

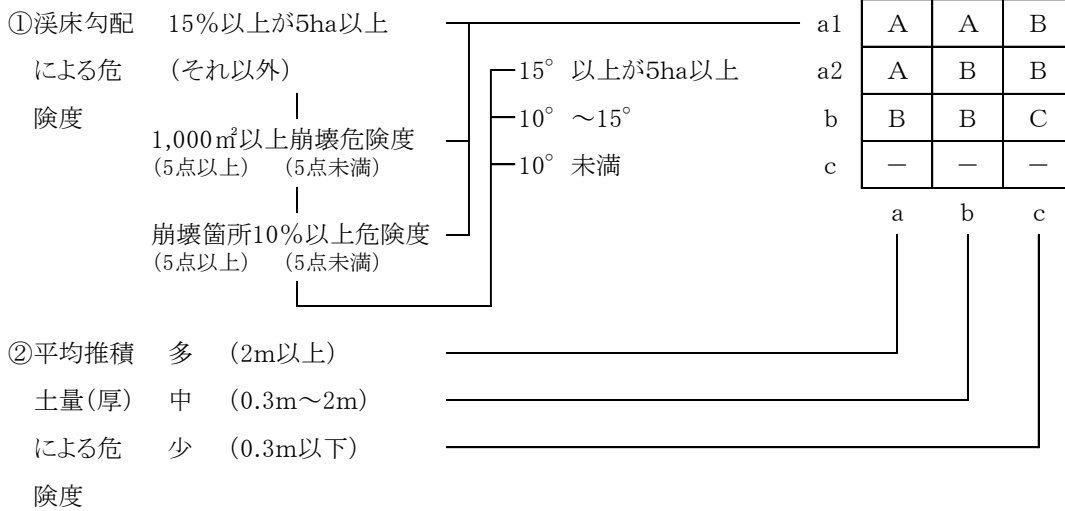
要 因		点 数		備 考
		自然斜面	人口斜面	
高 さ	10m以上	7	7	がけ上に奥行き10m以上の平坦面がある場合をふくむ。 人為的工事によって、各要因による危険が消滅しているものは、その要因がないものとして計算する。例①オーバーハングしているが、コンクリートで完全に保護している場合は0点とする。
	10m未満	3	8	
傾 斜 度	45° 以上	1	1	
	45° 未満	0	0	
オーバーハングの有無	有	3	3	
	無	0	0	
表 土 の 厚 さ	a(0.5m以上)	1	1	
	b(0.5m未満)	0	0	
湧 水 等 の 有 無	有	1	1	
	無	0	0	
崩 壊 の 有 無	有	3	3	
	無	0	0	
急傾斜地崩壊防止	満 足		0	
工事の技術的基礎	不満足		3	
構造物等の異常の有無	有		3	
	無		0	

ランク	点 数	
	自 然	人 口
A	9点以上	15点以上
B	6点～8点	9点～14点
C	5点以下	8点以下

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(4) 土石流

土石流の危険度区分は、次の基準によりA, B, Cのランクに区分する。



③危険度の — については、C扱いとする。

(5) ため池

ため池の危険度区分は、次の基準によりA, B, Cのランクに区分する。

(ア) 対策判定

- A 既に毀損しており放置すれば危険で早急に何らかの対策を講ずる必要があるもの 3点
- B 現在毀損していないが、施設の老朽化等周辺の状況から判断して崩壊の危険性があるもの。 2点
- C 施設には問題はないが、異常降水の発生を想定したとき、崩壊により付近住民の人命、生活財産に被害を及ぼす恐れのあるもの 1点

(イ) 被害判定

- A 崩壊により、人命、家屋に直接的な被害を与えるもの 4点
- B 崩壊により、鉄道、国県道、迂回路のない町道その他重要な公共施設に被害を与えるもの 3点
- C A, Bまでには至らないが、半直接的(床上床下浸水、一部毀損)な被害を与えるもの 2点
- D 崩壊により、農地に間接的(流水冠水、埋没)に被害を与えるもの 1点

上記区分による採点合計についてA, B, Cに区分する

採点区分	A	5点以上	(危険度大)
	B	3点4点	(危険度中)
	C	2点	(危険度小)

資料2 重要水防箇所一覧

(1) 国土交通大臣が管理する河川における重要水防箇所

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法	管理者	危険度
	(大淀川水系)								
17	深年川	国富町 本庄	左岸	6K300 ～6K600	300	越水A	積土のう工	国	A
18	〃	国富町 本庄	—	6K300		工作物A (八幡橋)		国	A
70	本庄川	国富町 本庄	左岸	8K300 ～11K000	2,700	堤体漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工	国	B
71	深年川	国富町 本庄	右岸	1K100 ～2K900	1,726	越水B	積土のう工	国	B
72	〃	国富町 本庄	右岸	4K900 ～5K200	300	〃	〃	国	B
73	〃	国富町 木脇	左岸	1K100 ～1K550	320	〃	〃	国	B
74	〃	国富町 三名	左岸	2K660 ～2K900	215	〃	〃	国	B
75	〃	国富町 本庄	左岸	4K900 ～6K300	1,400	〃	〃	国	B
76	〃	国富町 塚原	—	0K150		工作物B (塚原橋・自転車道橋)		国	B
77	〃	国富町 三名	—	3K300		工作物B (宮下橋)		国	B
78	〃	国富町 三名	—	4K000		工作物B (三名橋)		国	B
79	〃	国富町 本庄	—	5K870		工作物B (谷ノ口橋)		国	B

資料：宮崎県水防計画書（令和6年度）

(2) 知事が管理する河川における重要水防箇所

番号	河川名 (大淀川水系)		位置	左右 岸の別	延長 (m)	理由	予想される事態	対水防工法	後背資産の状況	浸水 履歴	危険度
1	木脇川	国富町大字木脇 字赤池～字前田	両岸	700	計画高水位が現況堤 防高を超えている	水があふれる	積み土のう工	住宅地、保育 園、県道	H17	A	
2	桑鶴川	国富町大字木脇 字桑鶴	右岸	100	計画高水位が現況堤 防高を超えている	水があふれる	積み土のう工	住宅地、公民館	H17	A	
3	宮本川	国富町大字三名 字宮本～字成武	両岸	500	計画高水位が現況堤 防高を超えている	水があふれる	積み土のう工	住宅地、県道	H17	A	

資料：宮崎県水防計画書（令和6年度）

1. 災害危険箇所・被害想定関連

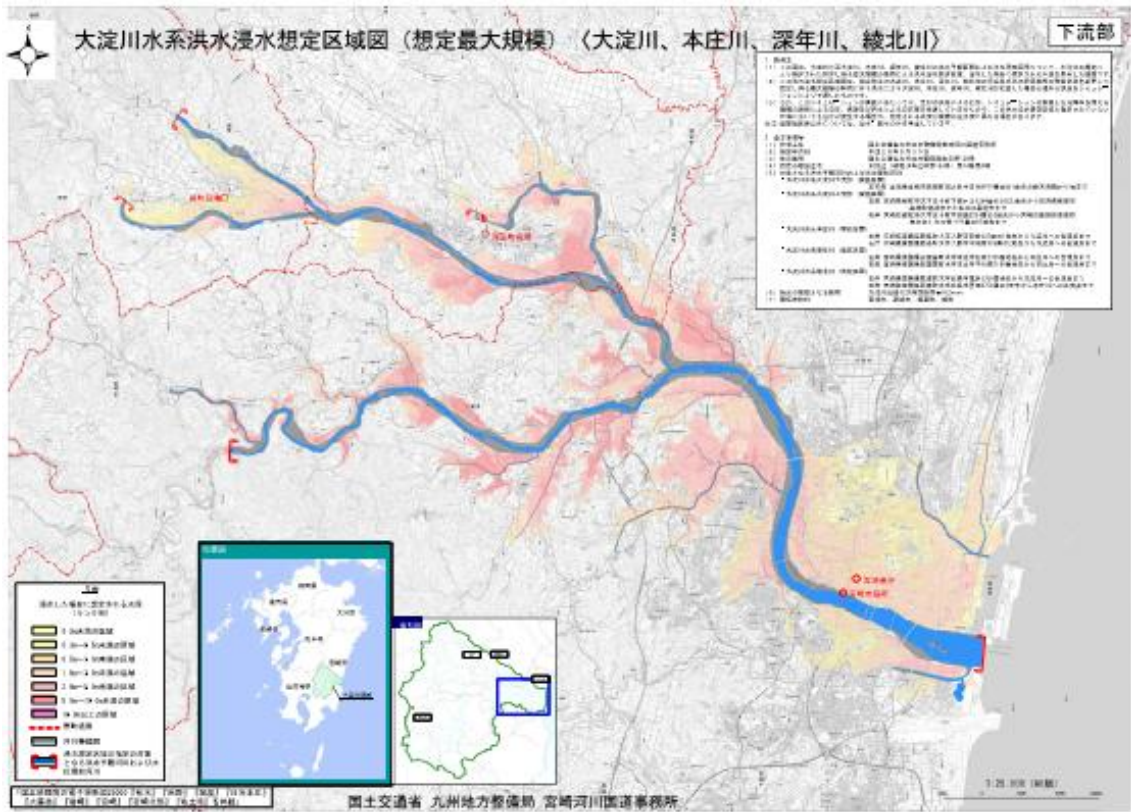
資料3 防災重点農業用ため池一覧

(令和6年5月)

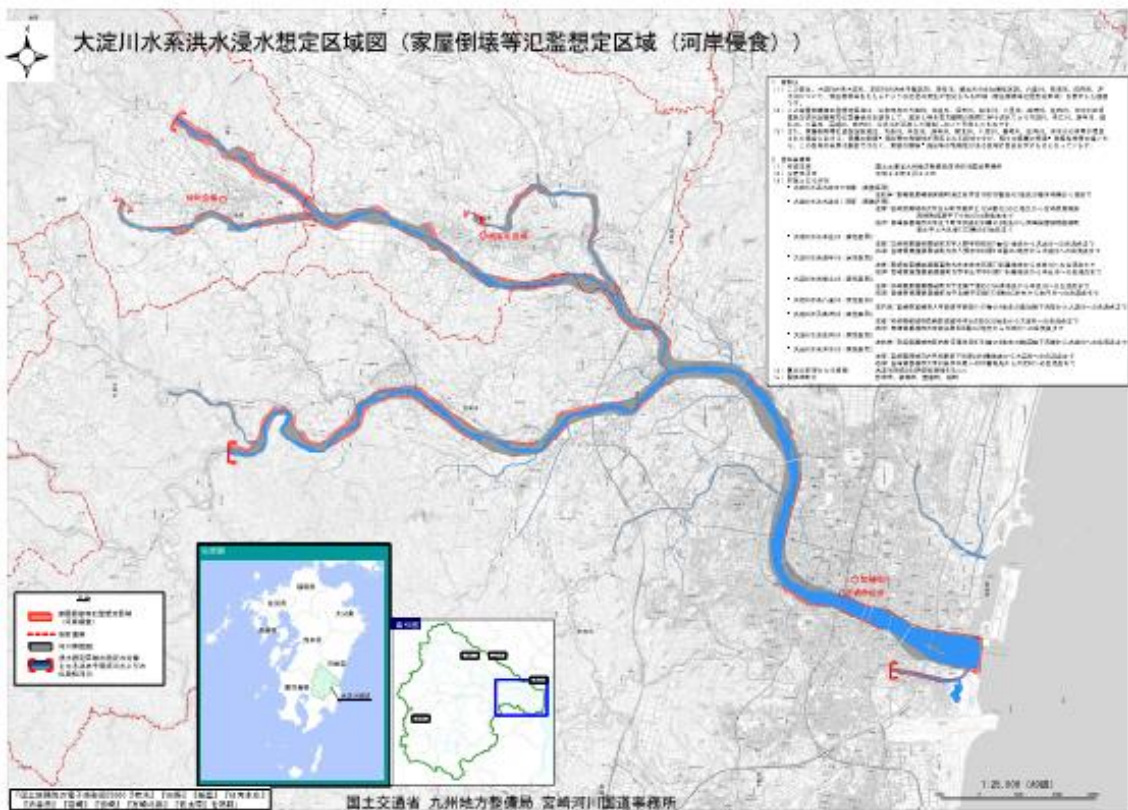
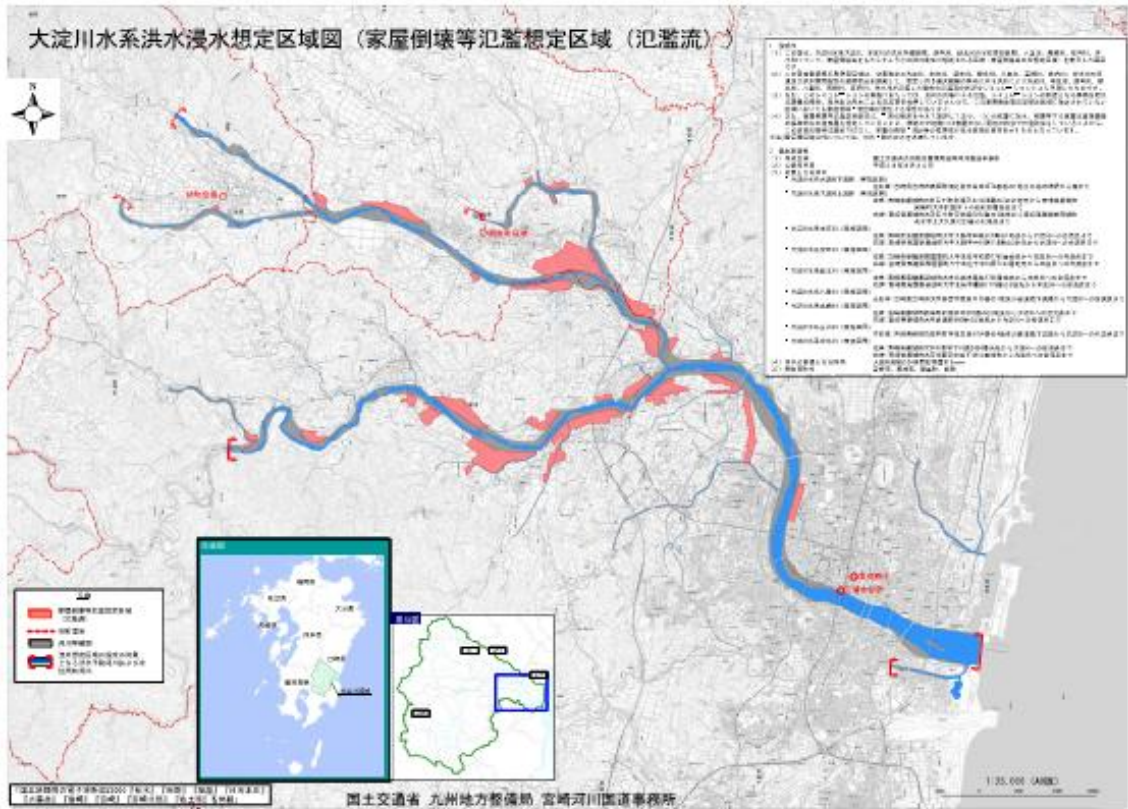
	ため池名称	ふりがな	市町村	字等
★	中別府溜池	なかびゅうためいけ	国富町	大字八代北俣
	萩ヶ内溜池	おぎがうちためいけ	国富町	大字八代北俣萩ヶ内
	市之野溜池	いちののたためいけ	国富町	大字入野
	大谷溜池	おおたにためいけ	国富町	大字深年大谷
	池の谷溜池	いけのたにためいけ	国富町	大字深年島ヶ迫
	大王溜池	だいおうためいけ	国富町	大字本庄大王
★	一丁田溜池	いっちょうだためいけ	国富町	大字本庄内ヶ迫
	山の田溜池	やまのだためいけ	国富町	大字嵐田山ノ田
	権現迫溜池	ごんげんごこためいけ	国富町	大字八代北俣
★	加藍尾上溜池	がらんごうえためいけ	国富町	大字三名加藍尾
★	加藍尾下溜池	がらんごしたためいけ	国富町	大字三名加藍尾
	新池溜池	しんいけためいけ	国富町	大字三名
	堂ヶ峰溜池	どうがみねためいけ	国富町	大字三名杉木廻
	鎌ヶ迫溜池	かまがさこためいけ	国富町	大字木脇杭ヶ迫
★	大谷上溜池	おおたにかみためいけ	国富町	大字木脇大谷
★	大谷下溜池	おおたにしもためいけ	国富町	大字木脇大谷
★	修理ヶ迫溜池	しゅうりがさこためいけ	国富町	大字木脇木峰
★	木ノ峰上溜池	きのみねうえためいけ	国富町	大字木脇木峰
★	木ノ峰下溜池	きのみねしたためいけ	国富町	大字木脇木峰
	浦田上溜池	うらたうえためいけ	国富町	大字岩知野松元
	浦田下溜池	うらたしたためいけ	国富町	大字岩知野松元
	火焼上溜池	ひやけうえためいけ	国富町	大字木脇火焼
	火焼下溜池	ひやけしたためいけ	国富町	大字木脇火焼
★	渡内溜池	わたうちためいけ	国富町	大字岩知野松元
★	寺ヶ迫溜池	てらがさこためいけ	国富町	大字木脇前田
★	靱木溜池	もみきたためいけ	国富町	大字八代南俣字多羅原

★は防災重点農業用ため池

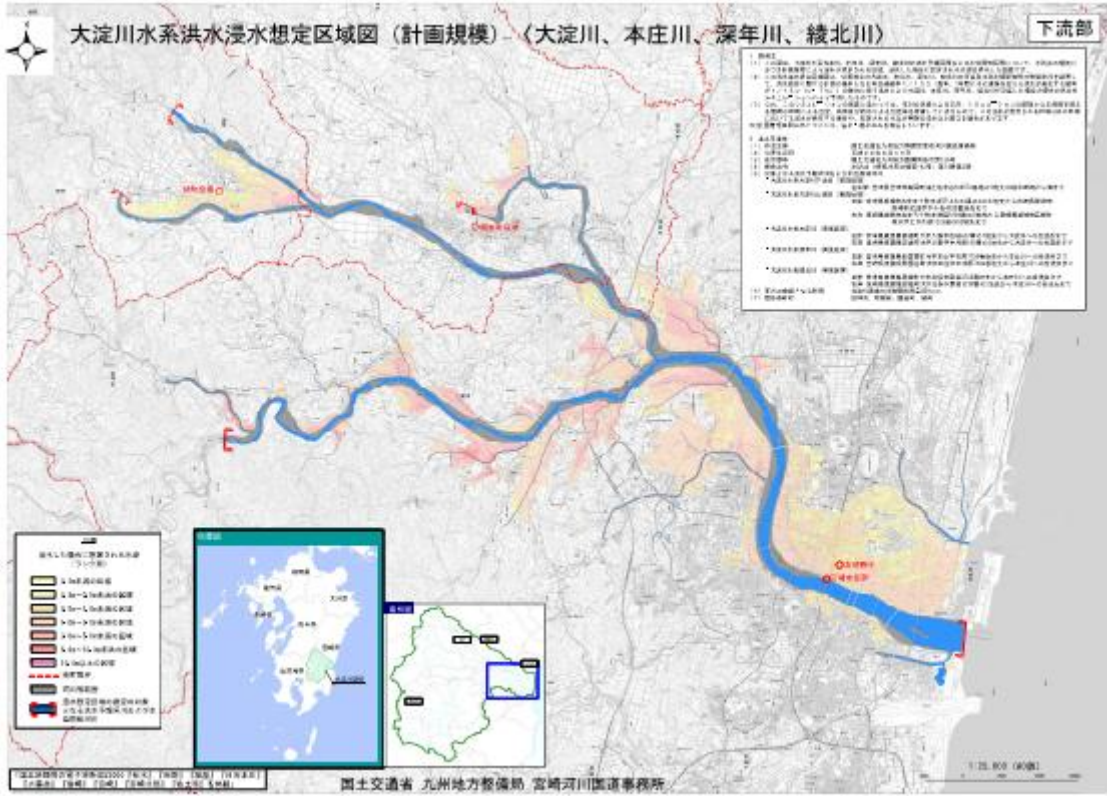
資料4 大淀川水系洪水浸水想定区域図



1. 災害危険箇所・被害想定関連



1. 災害危険箇所・被害想定関連



1. 災害危険箇所・被害想定関連

資料5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

(令和7年3月末)

現象の種類	区域番号	区域名	所在地	特別警戒区域の有無
急傾斜地の崩壊	I-1-0928-1	中町-1	大字本庄字宗仙寺	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0928-2	中町-2	大字本庄字宗仙寺	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0929-1	高寺-1	大字本庄字高寺	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0929-2	高寺-2	大字本庄字高寺	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0929-3	高寺-3	大字本庄字高寺	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0930	横峰	大字本庄字横峰	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0931	宮王丸	大字宮王丸字北村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0932-1	寺ノ下-1	大字嵐田字寺ノ下	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0932-2	寺ノ下-2	大字嵐田字寺ノ下	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0933	須志田東	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0934-1	岩下-1	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0934-2	岩下-2	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0935	鍋ヶ谷	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0936-1	仮屋-1	大字八代南俣字仮屋	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0936-2	仮屋-2	大字八代南俣字仮屋	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0937	栗巢	大字八代南俣字栗巢	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0938-1	片木山-1	大字八代南俣字片木山	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0938-2	片木山-2	大字八代南俣字片木山	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0938-新①	片木山-新①	大字八代南俣	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0938-新②	片木山-新②	大字八代南俣	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0938-新③	片木山-新③	大字八代南俣字片木山	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0939-1	西ノ免-1	大字塚原字東原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0939-2	西ノ免-2	大字塚原字東原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0939-3	西ノ免-3	大字塚原字東原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0939-4	西ノ免-4	大字塚原字東原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0940	東原	大字塚原字東原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0941-1	木峰-1	大字木脇字木峰	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0941-2	木峰-2	大字木脇字木峰	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0941-3	木峰-3	大字木脇字木峰	×
急傾斜地の崩壊	I-1-0942-1	麓-①	大字三名字麓	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0942-2	麓-②	大字三名字麓	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0942-3	麓-③	大字三名字麓	×
急傾斜地の崩壊	I-1-0943-1	伽藍尾-①	大字三名字伽藍尾	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0943-2	伽藍尾-②	大字三名字伽藍尾	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0943-3	伽藍尾-③	大字三名字伽藍尾	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0944	宮王丸	宮王丸北村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0947	地藏寺	大字本庄字地藏寺	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0948-1	十日町東-1	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0948-2	十日町東-2	本庄	○

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(令和7年3月末)

現象の種類	区域番号	区域名	所在地	特別警戒区域の有無
急傾斜地の崩壊	I-1-0949-1	大平原	本庄大平原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0949-2	大平原	本庄大平原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0949-3	大平原	本庄大平原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0949-4	大平原	本庄大平原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0950	上田尻	大字田尻	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0953	川上1	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0955	山中	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0956	前田	大字木脇字前田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0956-新①	前田-新①	大字木脇字前田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0956-新②	前田-新②	大字木脇字前田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0957-1	大脇-1	大字本庄字大脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0957-2	大脇-2	大字本庄字大脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0957-3	大脇-3	大字本庄字大脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0957-4	大脇-4	大字本庄字大脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0957-5	大脇-5	大字本庄字大脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0958-1	小坂元-①	大字三名字萩原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0958-2	小坂元-②	大字三名字萩原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0959	一の谷	大字八代南俣字一の谷	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0960-1	松ヶ迫-1	大字八代南俣字松ヶ迫	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0960-2	松ヶ迫-2	大字八代南俣字松ヶ迫	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0961	寺中	大字深年字穴喰野	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0962	山下	大字八代北俣字山下	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0963	宮本-1	大字三名字麓	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0964	宮本-2	大字三名字麓	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0965-1	六江-1	大字岩知野字中村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0965-2	六江-2	大字岩知野字中村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0965-3	六江-3	大字岩知野字中村	×
急傾斜地の崩壊	I-1-0965-4	六江-4	大字岩知野字中村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0966-1	六日町	本庄東ノ原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0966-2	六日町	本庄東ノ原	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0968	市ノ野	大字森永	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0969	川上	大字八代南俣川上	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0970	高田原	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0971	旭	大字八代北俣字平ノ下	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0972	市ノ瀬	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0972-新①	市ノ瀬-新①	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	I-1-0974	桑鶴	大字木脇字桑鶴	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2097-1	稲荷-1	大字本庄字東下本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2097-2	稲荷-2	大字本庄字東下本庄	○

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(令和7年3月末)

現象の種類	区域番号	区域名	所在地	特別警戒区域の有無
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-1	北村	宮王丸北村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-2	北村	宮王丸北村	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-新①	北村-新①	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-新②	北村-新②	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-新③	北村-新③	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-新④	北村-新④	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2098-新⑤	北村-新⑤	本庄	○
急傾斜地の崩壊	I-1-2099	星ヶ平	大字八代南俣字星ヶ平	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3353	穴喰野	大字深年字穴喰野	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3353-新①	穴喰野-新①	大字深年字穴喰野	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3353-新②	穴喰野-新②	大字深年字穴喰野	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3354	瀬戸前	大字本庄字瀬戸前	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3355-1	六日町-1-1	大字本庄字六日町	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3355-2	六日町-1-2	大字本庄字六日町	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3356	鍋ヶ谷-1	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3357	森永-1	大字森永	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3358-1	平原-1-1	木脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3358-2	平原-1-2	木脇	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3359	平原-2	大字八代北俣	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3359-新①	平原-2-新①	大字八代北俣	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3360	平原-3	大字三名字堂ヶ峯	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3361	馬渡-1	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	I-1-3362	馬場-1	大字八代南俣字馬場南	○
急傾斜地の崩壊	II-1-0945	森永	大字森永	○
急傾斜地の崩壊	II-1-0954	須志田	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	II-1-0967	馬場	大字八代南俣字馬場北	○
急傾斜地の崩壊	II-1-0973	高田原-1	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5829	靱木-2	八代南俣字靱木	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5829-新①	靱木-2-新①	八代南俣字靱木	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5830	八重尾	深年字八重尾	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5831	狩野-1	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5832	高野	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5833	狩野-2	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5834	市ノ瀬-1	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5835	法ヶ岳	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5836-1	脇水流-1	大字深年字脇水流	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5836-2	脇水流-2	大字深年字脇水流	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5837	井ノ水	大字八代南俣	○
急傾斜地の崩壊	II-1-5838	大坪	大字八代南俣字権現堀	○

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(令和7年3月末)

現象の種類	区域番号	区域名	所在地	特別警戒区域の有無
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5838-新①	大坪-新①	大字八代南俣字大坪	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5839-1	星ヶ平-1-1	大字八代南俣字星ヶ平	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5839-2	星ヶ平-1-2	大字八代南俣字星ヶ平	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5840	横内	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5841	馬場-2	大字八代南俣字園田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5842	永田	大字深年字原田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5843	飯盛	大字須志田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5844	寺中-1	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5845	寺中-2	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5845-新①	寺中-2-新①	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5846	寺中-3	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5846-新①	寺中-3-新①	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5847	樋渡	大字八代南俣字樋渡	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5848	今平	大字八代北俣字今平	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5849	伊佐生-1	大字伊左生字伊左生	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5850	伊佐生-2	大字伊左生字伊左生	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5852	伊佐生-3	大字伊左生字伊左生	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5853	伽藍尾-1	大字三名字伽藍尾	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5854	麓-1	大字三名字麓	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5854-新①	麓-1-新①	大字三名字麓	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5856	堂ヶ峯-1	大字三名字堂ヶ峯	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5856-新①	堂ヶ峯-1-新①	大字三名字堂ヶ峯	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5858	平原-4	木脇	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5859	下六野	大字三名字下六野	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5860	上の原-2	大字向高字上ノ原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5861	竹田-1	大字竹田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5862	新堀-1	大字竹田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5863	新堀-2	大字竹田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5864	新堀-3	大字竹田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5865-1	十日町西-1	大字本庄字地藏寺	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5865-2	十日町西-2	大字本庄字地藏寺	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5866	寺崎-1	大字嵐田字寺ノ下	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5867-1	寺中-4-1	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5867-2	寺中-4-2	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5867-3	寺中-4-3	大字深年字寺中	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5868	八幡	大字本庄字八幡	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5869	宮王丸-1	大字宮王丸字北村	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5870	馬場-3	大字木脇字馬場	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5870-新①	馬場-3-新①	大字木脇字馬場	○

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(令和7年3月末)

現象の種類	区域番号	区域名	所在地	特別警戒区域の有無
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5871	塚原-1	大字塚原字塚原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5872	平原-5	大字木脇字平原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5872-新①	平原-5-新①	大字木脇字平原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5873	平原-6	大字木脇字平原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5874-1	平原-7-1	大字木脇字平原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5874-2	平原-7-2	大字木脇字平原	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5875	平原-8	木脇	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5876-1	平原-9-1	木脇	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5876-2	平原-9-2	木脇	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5877	若宮	大字八代北俣字若宮	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5878	上床	大字八代北俣	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5879	馬渡-2	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5880	馬渡-3	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5881	田原	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5882-新①	栗巢-1-新①	大字八代南俣	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5883-1	取添-1	大字八代南俣字馬場南	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5883-2	取添-2	大字八代南俣字馬場南	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5883-3	取添-3	大字八代南俣字馬場南	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5884	前畑	大字深年	○
急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1-5887	堂ヶ峯-2	大字三名字堂ヶ峯	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9543	中別府	八代南俣字中別府	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9547	尾園	大字八代北俣字尾園	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9553	十日町東-1	本庄字十日町東	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9554	上田尻-1	大字向高	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9554-新①	国富和田-1	大字向高字和田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9554-新②	国富和田-2	大字向高字和田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9554-新③	国富和田-3	大字向高字和田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9554-新④	国富和田-4	大字向高字和田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9554-新⑤	国富和田-5	大字向高字和田	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9555	原口	大字三名字原口	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9556	桑鶴-1	大字木脇字桑鶴	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9557	靱木-3	大字八代南俣字靱木	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9558	靱木-4	八代南俣字靱木	○
急傾斜地の崩壊	Ⅲ-1-9560	寺崎-2	大字嵐田字寺ノ下	○
土石流	06-382-1-001	榎瀬谷川	大字嵐田	○
土石流	06-382-1-002	鳩胸地区	大字嵐田	○
土石流	06-382-1-003	寺崎地区	大字嵐田字寺ノ下	○
土石流	06-382-1-004	城平川	大字向高字和田	○
土石流	06-382-1-005-1	和田川-1	大字向高字和田	○

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(令和7年3月末)

現象の種類	区域番号	区域名	所在地	特別警戒区域の有無
土石流	06-382-1-005-2	和田川-2	大字向高字和田	○
土石流	06-382-1-006-1	城平地区-1	大字向高字和田	○
土石流	06-382-1-006-2	城平地区-2	大字向高字和田	○
土石流	06-382-1-006-新①	城平地区-新①	大字向高字和田	○
土石流	06-382-1-007	和田地区	大字向高字和田	×
土石流	06-382-1-008	大迫川	大字向高字辻	○
土石流	06-382-1-009	鳥居内谷川	大字木脇字鳥居内	○
土石流	06-382-1-010	野添川	大字深年字穴喰野	○
土石流	06-382-1-010-新①	野添川-新①	大字深年字穴喰野	○
土石流	06-382-1-011	東鍋ヶ谷川	大字須志田	×
土石流	06-382-1-011-新①	鍋ヶ谷川	大字須志田	×
土石流	06-382-1-012	一丁田谷川	大字本庄字一丁田	○
土石流	06-382-1-013	東樋渡川	大字八代南俣字樋渡	○
土石流	06-382-1-014	星ヶ平谷川	大字八代南俣字星ヶ平	×
土石流	06-382-1-015	伊佐生谷川	大字伊左生字伊左生	×
土石流	06-382-2-001	寺崎川	大字嵐田字寺ノ下	○
土石流	06-382-2-002	大坪谷川-1	大字森永字大迫	○
土石流	06-382-2-003	大坪谷川-2	大字森永字大迫	○
土石流	06-382-2-004	新堀谷川	大字本庄字新堀	×
土石流	06-382-2-005	平原谷川	大字木脇字平原	○
土石流	06-382-2-006	樋渡川	大字八代南俣字樋渡	○
地すべり	21-01	馬場	八代南俣	×
地すべり	21-02	須志田	須志田	×
地すべり	21-03	市之野	森永	×
地すべり	21-04	向高	向高	×
地すべり	21-05	平原	木脇	×
地すべり	林21-01	岩下	須志田	×

資料6 国富町防災マップ

緊急連絡先

機関	電話番号(市外局番)	住所	電話番号(市外局番)
消防本部	79-3111	本館町	79-2991
消防署	119	八幡町	79-2921
消防本部救急センター	79-4024	本館町	79-4324
災害対策センター	一部緊急連絡(119)ほか	九郎平大宮町	030-6647-754
災害対策センター	一部緊急連絡(119)	国富町	79-2179
警察本部	02-4112	国富町	02-1100
警察本部	79-2112	国富町	02-1100

基本は情報収集

宮崎県防災・防犯情報メール配信システムに登録しましょう

<https://www.kankou.go.jp/kyouiku/kyouiku/>

国富町防災マップ

知ること、学ぶこと、備えること。

国富町役場
KUNITOMI TOWN

保存版

2020年1月発行

災害用伝言ダイヤル 171

災害発生時には、地域の避難所により家族や90人の安全を確認することが難しくなります。NTTでは、この問題を解決するために、「災害用伝言ダイヤル(171)」のサービスを提供し、災害時に家族や近所の人と連絡をとるためのサービスを提供しています。

171

0XXXX XXXXX

ガイダンスに従って
録音・再生を行う

災害の録音・再生

【伝言の録音・再生時に通話料がかかります。】
なお、提供の料金は、通話料(通話料)と「被災地電話料」など、適用方法、提供条件が異なります。状況に応じてNTTが決定し、ウェブ・アプリ・インターネット等を通じてお知らせします。

〒890-1102
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4800 番地
TEL 0985-75-3111 (代)
FAX 0985-75-7903

地域防災講座「3原則」	1P	災害時の備えメモ	12P
水害・土砂災害の避難情報	2P	持ち出し袋	13P
風水害について	3P	チェックリスト	14P
土砂災害について	5P	避難生活でのマナーと注意事項	15P
地震について	7P	避難場所一覧	16P
地域防災	9P	防災マップの活用方法	17P
わが家の防災対策	11P	防災マップの索引図	18P

地域防災推進「3原則」

自助 「自助」とは、自ら(家族も含む)の命は自ら守ること、または備えること。

共助 「共助」とは、近所が互いに助け合って地域を守ること、または備えること。

公助 「公助」とは、町役場や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。

阪神淡路大震災で生き埋めになった人たちが誰によって救出されたか?

公助 1.7%

共助 26.1%

自助 69.8%

自助が多数

その他 0.9%

自助が多数

自助が多数!! 命や財産を守る!!

※この調査は、阪神淡路大震災で生き埋めになった方々が誰によって救出されたかを調査した結果です。これを見ても、災害対応における自助・共助の果たす役割の重要性が分かります。

水害・土砂災害の避難情報

国が定める「避難勧告等に関するガイドライン」が2019年3月に改訂され、これまでの考え方を根本的に見直し、住民が「命を守るために避難」を促す「命を守るための避難」にこの方針が示されています。

この方針に沿って自治体や気象庁などが発表される避難情報が、3つの段階の警戒レベルで提供されることになりました。

警戒レベル	避難情報等		対応	防災気象情報	
	住民がとるべき行動	避難情報等		警戒レベル	相応情報
警戒レベル5	既に避難が開始している状況です。 命を守るための避難の行動をとりましょう。	災害発生情報	命を守る	警戒レベル5 相応情報 (自主的避難) 大雨特別警戒 等	
警戒レベル4	避難が開始される可能性があります。 命を守るための避難の行動をとりましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)	命を守る	警戒レベル4 相応情報 (自主的避難) 大雨警戒 等	
警戒レベル3	避難が開始される可能性があります。 命を守るための避難の行動をとりましょう。	避難勧告・ 避難指示(緊急) 避難指示(緊急)	命を守る	警戒レベル3 相応情報 大雨警戒 大雨特別警戒 等	
警戒レベル2	避難が開始される可能性があります。 命を守るための避難の行動をとりましょう。	注意情報	命を守る	これは、情報が発表前に避難行動をとるために警戒とする情報です。 (自主的避難、高水警、暴風警戒が発表) 警戒等が市町村長等の高レベルに「警戒」するに当たります。	
警戒レベル1	避難が開始される可能性があります。 命を守るための避難の行動をとりましょう。	注意情報	命を守る		

「警戒レベル5」以上は、市町村が避難勧告などの避難情報発令時に示す。これに対し、「警戒レベル5」相当情報上、国土交通省、気象庁、警察庁が警戒レベル5相当防災気象情報を、わが町へ提供するため、「警戒レベル5」の対応を警戒レベル5対応で行ったものです。なお、防災気象情報も含め、過去30日間の防災気象情報を利用して避難情報が発令されたので、必ずしも、警戒レベル5相当情報上同時発令されるものではありません。

※【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、後援の警戒レベルで声をかけられて、安全・確実な避難をお願いします!

風水害について

台風の大きさと強さ

気象庁は、台風の大きさをその勢力を示す目盛として、風速をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。

「大きさ」は、強風域（風速 15m/秒以上）の半径で、「強さ」は最大風速で区分しています。

また強風域の内側で、風速 25m/秒以上の風が吹いていると予想される範囲を「暴風域」と呼びます。

台風に関する情報では、これらを含め合わせて「大型で強い台風」と呼びます。

■ 台風の大きさ

階級	半径 15m/秒以上の強風域の半径
大型（大型I）	500km以上～800km未満
超大型（特別大型I）	800km以上

■ 台風の強さ

階級	最大風速
強い	20m/秒以上～44m/秒未満
非常に強い	44m/秒以上～54m/秒未満
猛烈な	54m/秒以上

雨の強さと降り方（1時間雨量）

やや強い雨

10-20mm未満

強い雨

20-30mm未満

非常に強い雨

30-50mm未満

激しい雨の雨

50-80mm未満

猛烈な雨

80mm以上

大雨（洪水）の前兆

洪水はなぜどうやって起こるのか

降水量が普及した地域では、雨水が途中にしみ込みにくくなっていることも影響し、集中豪雨等により河川や排水路の排水能力を越えた雨水は低い箇所に集まり、短時間で一気に溢れ出します。たとえ溢れ出しがなくても、水害発生の危険があります。

大雨によって川の水が増え、川が溢れ出す。

川が溢れ出すと、川沿いの建物や道路が浸水する。

雨が上がり、川の水が減ると、川沿いの建物や道路が乾く。

川沿いの建物や道路が乾くと、川沿いの建物や道路が崩壊する。

大雨が降ると、川の水が増え、川が溢れ出す。川沿いの建物や道路が浸水する。川沿いの建物や道路が乾くと、川沿いの建物や道路が崩壊する。

大雨が降ると、川の水が増え、川が溢れ出す。川沿いの建物や道路が浸水する。川沿いの建物や道路が乾くと、川沿いの建物や道路が崩壊する。

大雨が降ると、川の水が増え、川が溢れ出す。川沿いの建物や道路が浸水する。川沿いの建物や道路が乾くと、川沿いの建物や道路が崩壊する。

大雨が降ると、川の水が増え、川が溢れ出す。川沿いの建物や道路が浸水する。川沿いの建物や道路が乾くと、川沿いの建物や道路が崩壊する。

土砂災害について

土砂災害の種類

斜面崩壊（がけ崩れ）

急ながけや山の斜面が急激に崩壊する現象。斜面崩壊（がけ崩れ）といわれ、国内で最も頻数の多い土砂災害です。

一旦崩壊が始まると、土が崩れる人も多く、被害が大きくなります。

このように被害を生じる恐れのある箇所を「斜面崩壊危険箇所」といいます。

土石流

土石流とは、谷や斜面の土・石・砂が大崩れによる水と共に、一気に谷を流れる現象です。

スピードが速く破壊力も大きいため、大きな被害をもたらします。

このように被害を生じる恐れのある箇所（谷や小川）が「土石流危険箇所」といいます。

地すべり

粘土などの降りやすい層の上に硬い層があるが、しみ込んだ雨水の影響などでゆっくり動き出す現象です。

一旦はゆっくり動いても、大規模な被害をもたらします。

このように被害を生じる恐れのある箇所を「地すべり危険箇所」といいます。

最低限知っておくべき3つのポイント

- 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうかを確認する
 - 自分の家の土砂災害危険箇所にあるかどうかを確認しよう。
 - ※ 各地、土砂災害危険箇所だけでなく、行方不明危険箇所や小さな河川などがある場合は注意が必要。
- 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する
 - 最新気象庁のホームページで確認できるが、テレビやラジオの気象情報でも発表がある。
- 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する
 - 土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに行く避難場所など、安全な場所に避難しよう。

土砂災害の前兆

土砂災害が発生するときは、何らかの前兆現象が見られることがあります。下に挙げたものは、主な前兆現象です。

こうした前兆現象に気づいたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難することが大切です。

山崩れがする

音が降り続けているのに、水が崩れ落ち、水たまりが、川の水位が上がると、崩れ始める。

斜面から水が滲み出す

穴や井戸の水が臭い、地面に穴が空けられる、小石がけり落ちてくる。

最低限覚えておくべき3つのポイント

1時間に20ミリ以上、または降り始めてから100ミリの降雨量になったら注意が必要。

土石流は速度が速いため、土砂の流れる方向に対して直向に逃げよう。

日頃から家族全員で避難場所や避難する道筋を決めておきましょう。

地震について

地震発生時の行動

地震発生

まず、身の安全

- 机の下へ入り、クッションや衣類をかぶる。
- 家具が倒れる、ガラスの破片が飛び出すのを避ける。

2分、5分

大揺れがおさまった

エレベーターなど、大揺れおさまったら、速急階段で、エレベーターを降り、ガラスの破片を避けましょう。

5分、10分

家族の身の安全を確認、確保

- 家族の安全の確認、確保
- 火災情報、避難情報の入手
- 避難のための出口の確保
- ガソリンや軽油の満タン

10分、半日

隣近所の安否確認、助け合い

- 多層マンションや下駄敷きになった人の救出
- 火災発生時の消火活動
- けが人の搬送

半日、3日

2、3日分は自分でしのぐ

地震発生後数日は、お湯、ガス、電気、電話等のライフラインが断たれ、食糧の供給が途絶えます。

2〜3日は自分でしのぐように、生活必需品(非常用品)を揃えておきましょう。






地震は突然やってきます

- 地震は！まず身の安全**
揺れを感じたら机の下などへ頭をかぶり、机や家具の身の安全を確認しましょう。
- 落ち着いたら火の始末をしましょう**
まず身の安全を確認することをお忘れなく、火の始末をしましょう。
- あわてて外に飛び出さない**
すぐ外に飛び出すのは危険です。安全をよく確かめ、落ち着いて行動しましょう。
- 戸を開けて出口の確保をする**
ドアがゆがみ、扉を開けられなくなる恐れがあるので戸を開けて出口の確保をしましょう。
- 正しい情報で行動する**
災害時や災害後に得られる情報は、防災無線やテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認をしましょう。

震度による感じ方の目安

震度0	人は寝ている間を除き、地震計には記録される。	震度5強	大勢の人が、物にこぼれがたりや歩くことが難しくなり、行動に支障を感じる。特に高齢者や子供は、落ちるものが多い。テレビが自ら落ちることがある。
震度1	室内で静かにしている人の中には、目を覚ますのに驚く人がいる。	震度6弱	立つ、這うことが難しくなる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが閉まらなくなることがある。
震度2	室内で静かにしている人の大半が、寝た状態でも目覚めるのに気づく。物が倒れる。	震度6強	立つ、這うことができます。はがした靴が落ちてしまう。倒れにぶつかることも。動くこともできず、固定されているものが倒れることがある。
震度3	驚かしている人の大半が、寝た状態でも目覚める。倒れるものもある。倒れにぶつかるものもある。	震度7	立つ、這うことができます。はがした靴が落ちてしまう。倒れにぶつかることも。動くこともできず、固定されているものが倒れることがある。
震度4	ほとんどの人が驚く。歩いている人の大半が、寝た状態でも目覚める。倒れるものもある。倒れにぶつかるものもある。		
震度5弱	大勢の人が、恐怖を感じる。物にこぼれがたりや歩くことが難しくなり、行動に支障を感じる。特に高齢者や子供は、落ちるものが多い。テレビが自ら落ちることがある。		

地震に備える(身の安全の備え)

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておきましょう。**
けがの防止や避難に支障のないように家具を固定しておきましょう。本棚やテレビ、パソコンなども転倒し、転倒・落下・移動防止対策をしておきましょう。
- けがの防止対策をしておきましょう。**
避難時や避難場所へは、ガソリンの危険な状態を避け、非常用持ち出し袋に備えておきましょう。非常用持ち出し袋に備えておきましょう。避難時や避難場所へは、ガソリンの危険な状態を避け、非常用持ち出し袋に備えておきましょう。
- 家屋や橋の強度を確認しておきましょう。**
本家の耐震診断を受け、必要に応じておきましょう。ブロックコンクリートなどは、倒れにくい構造をしておきましょう。

地域防災

自主防災組織

～自分たちの地域は自分たちで守る!～

自主防災組織の活動に参加しましょう!

平常時と災害時における自主防災組織の役割としては、次のようなことが考えられます。いざというときに組織力を発揮できるよう、平常時からみんなでお話し合いながら防災活動に取り組んでください。

平常時の活動

- 地域内の防災点検**
災害発生時、地域内に被害の拡大につながる要因がないか、また、避難行動要支援者がいるかどうかを確認を行う。
- 防災訓練の実施**
災害を想定した防災訓練(避難訓練、応急救護、消火訓練)の他、様々な活動(防災マップの作成など)を実施する。
- 防災知識の普及**
防災マップの作成など、住民一人ひとりに防災知識の普及を図る。
- 防災資機材の整備**
災害発生時に必要となる資機材を、地域の集積庫に備蓄し、定期的な点検や更新を行う。





災害時の活動

- 情報の収集・伝達**
自治体などから情報を取り、災害に関する正しい情報を住民に伝達する。
- 初期消火活動**
住民の自主的な消火活動や、消防団との連携、パトロールなどによる初期消火活動など。
- 救出活動**
多層マンションや下駄敷きになった人などの救出、救助活動など。
- 医療救護活動**
負傷者の応急処置、救護所への搬送など。

地震災害に対して、高齢者や障がいのある方などは、

- 身に迫った危険を感知しにくい
- 助けを求めたり、助けで正しい内容を伝えにくい
- すぐに身をを守る行動をとりにくい

など、多くのリスクを抱えています。このように要配慮者の方々は災害から守るためには、ご自身が備えておくことはもちろんですが、地域ぐるみの協力が必要となります。

要配慮者を災害から守る

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、これにより「災害時要配慮者」が「要配慮者」とし、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と言います。

地域の皆さんは!!

- 要配慮者との交流を密にする**
日頃から近隣に要配慮者や高齢者がいる場合は、交流を密にしておく。また、防災マップや平常時の防災活動などに参加し、支那のニーズを把握しておく。
- 要配慮者の視点でまちなかを点検する**
避難訓練時、目で確認できる障害物がないかなど、要配慮者の視点で避難経路を確認する。

- 要配慮者を把握する**
「避難行動要支援者名簿」を作成し、要配慮者の把握、共有を目的とする。
- 防災訓練への参加を促す**
要配慮者の方には避難訓練に参加してもらい、その際、災害発生時の避難経路など、具体的な支援体制を説明しておく。

※要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災知識に乏しい方に配慮を要する方々を指し、以下。

コミュニケーションを取りましょう

自分や家族だけでは十分な対応ができない場合は、近隣の方や自主防災組織に、安否確認や支援に来てもらえるよう頼んでおきましょう。日頃から地域の防災訓練や行事などに積極的に参加し、交流を密にしておくことが大切です。

避難生活でのマナーと注意点

避難所は共助の場

避難所での生活が長期になる場合もあります。各個人が役割を持ち避難所自治活動に積極的に参加しましょう。

心得5か条

避難所では、避難してきている人たちみんなが災害に遭い、みんながつらい思いをしています。こんなときだからこそ、みんなで思いやりを持ち、協力し合いましょう。

周囲への心配り

自分だけでなく周りのことをしるよう、周りの方への心配りをしましょう。

要配慮者への心配り

お年寄りや体の不自由な方など、要配慮者への心配りを心がけましょう。

助け合い

苦しみながら頑張っている仲間を助けてあげましょう。

怒わされない

つれやアツい場を避け、あついようにしましょう。

ルールや役割を守る

避難所内で決められたルールや役割を守りましょう。

ペットの災害対策

災害避難時のペット飼育管理について

災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが望めます。平常時から同行避難に備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者へ迷惑にならないよう注意しましょう。

電話利用方法

避難所の災害対策室に、大音量電話が設置すると、被災地内における電話がつながりやすくなります。安否確認等連絡は、できるだけ手短かにしましょう。

避難場所一覧

No.	避難場所	住所	電話番号 (市外局番0985)	マップNo.
①	山形県高柳福祉センター	本庄4778	79-2363	5
②	山形県中央コミュニティセンター	本庄11895	98-9322	5
③	山形県式部高	本庄4778	79-2363	5
④	山形県立本庄中学校	本庄9985	79-2367	5
⑤	山形県立本庄小学校	本庄1707	79-2548	3・5
⑥	山形県立八幡小学校	八幡町8110	79-2528	9
⑦	山形県立本庄小学校	本庄4026	79-2563	2・5
⑧	山形県立本庄小学校	本庄4197	79-2524	4
⑨	山形県立本庄小学校	本庄1730	79-2524	3・6
⑩	山形県立八幡小学校	八幡町2101	79-2523	9
⑪	山形県立本庄中学校	八幡町2342	79-2363	9
⑫	山形県立本庄中学校	本庄9500	79-2363	9
⑬	山形県農業者トレーニングセンター	本庄1697	79-2363	5
⑭	山形県立本庄中学校	八幡町848	79-2363	9
⑮	山形県地区産業振興センター	本庄1104	79-2363	4・9
⑯	山形県立本庄中学校	本庄339	79-2363	3
⑰	山形県立本庄中学校	本庄3347	79-2363	2
⑱	山形県立本庄中学校	本庄3371	79-2363	2
⑳	山形県八幡地区産業振興センター	本庄1559	79-2363	2

※避難場所が学校の場合は、校庭の一部を、体育館、特別室を避難場所として活用します。

身を守るためには、早期避難を心がけてください

避難とは、避難所に避難することを指している訳ではありません。身を守るために「**安全な場所へ身を寄せ**」ることが一番重要で、危険を感じたら直ちに行動することが大切です。

防災マップの活用方法

この防災マップは、災害の発生により被害が想定される内容、場所を事前に知り、災害に備えていただくことを目的としています。

まず、自宅の位置を確認しましょう。

災害が想定される位置を確認しましょう。自宅がある場所は、どのような災害が予想されるのか、地図をみて確認しましょう。

次に、自宅付近の避難所を確認しましょう。

自宅が一番近い災害に合った避難所を地図で確認しましょう。

災害想定区域を避け、避難経路を決めましょう。

避難経路を地図で確認し、土砂災害や津波などの災害が想定される場所を避け避難できるようにしましょう。

実際に避難経路を歩いてみて、安全を確認しましょう。

家族や地域で話し合いながら、実際に歩いてみましょう。避難経路に危険な場所がある場合は、避難経路を見直しましょう。

この防災マップは、河川氾濫や土砂災害などにおける人的被害を軽減することを目的として、町民のみならず安全な行動をとるために必要な情報を提供しています。

防災マップは、町民のみなさんが安全に避難するための必要となる情報として、避難所や避難場所などの情報が記載されています。

なお、地図に示した区域以外の場所でも、場合によっては洪水や土砂災害の発生することがありますので、十分注意して行動してください。

防災マップの索引図

この索引図は、防災マップの各ページが記載されている区域を示しています。各ページは、以下のとおりです。

河川氾濫水かさ増し区域

川の氾濫による水かさ増しにより、周辺の低地や農地などに浸水する恐れがあります。浸水する恐れがある区域は、地図に示されています。

浸水した場合には、浸水する恐れがある区域を避け、安全な場所へ避難してください。

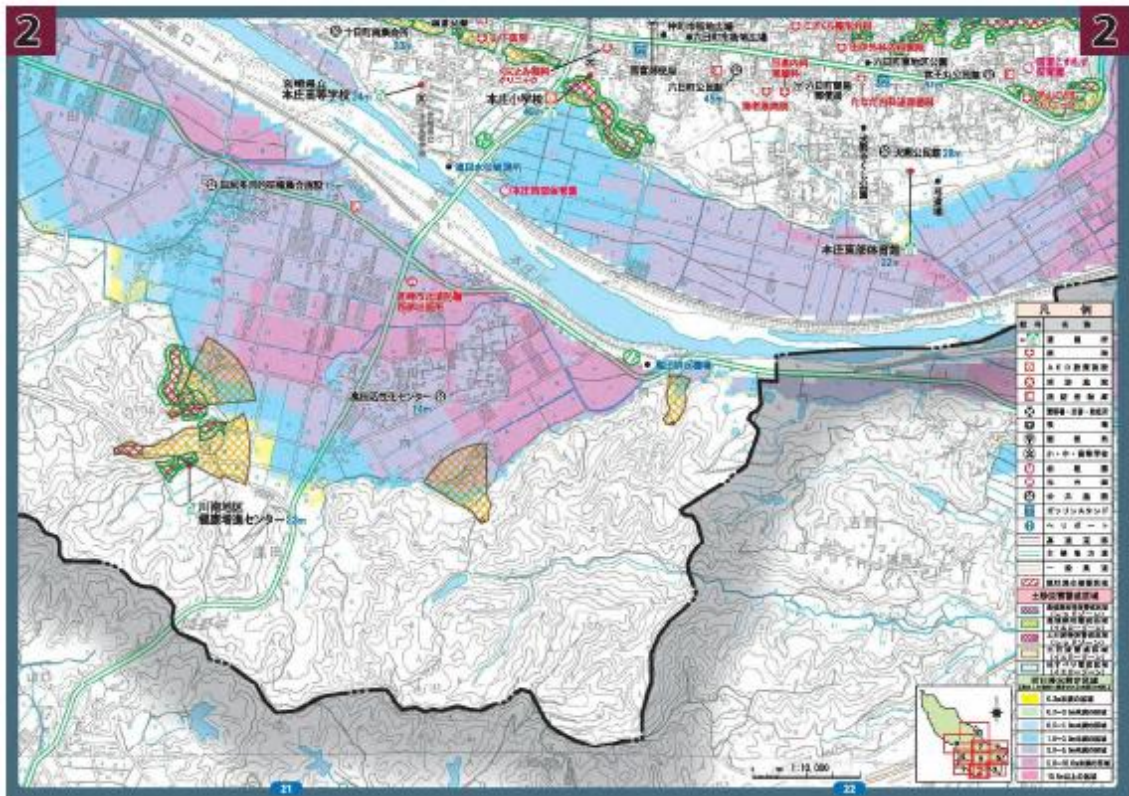
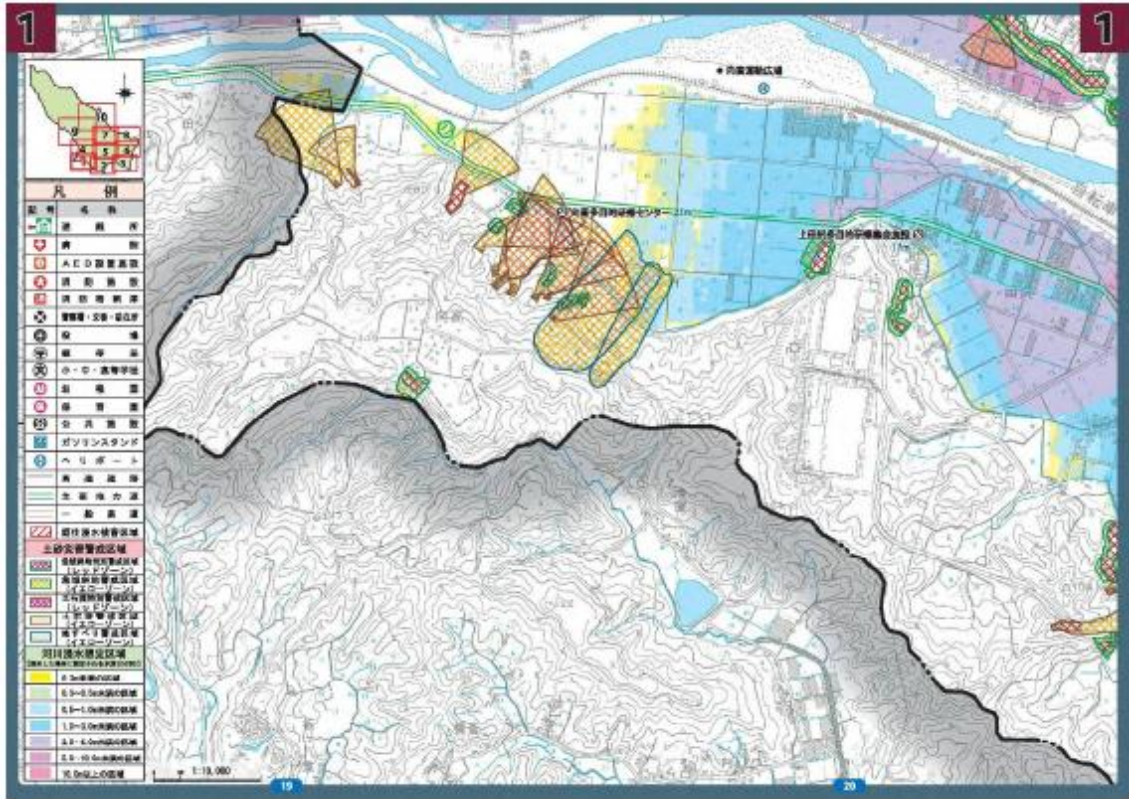
土砂災害(急傾斜地・土石流)特別警戒区域(連絡:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)のうち、避難時に危険が及ぶ、住民の生命または身体に著しい被害が生ずるおそれがあると思われる土地の区域であり、一定の規制行為の制限や留意を要する建築物の構造が規制されます。

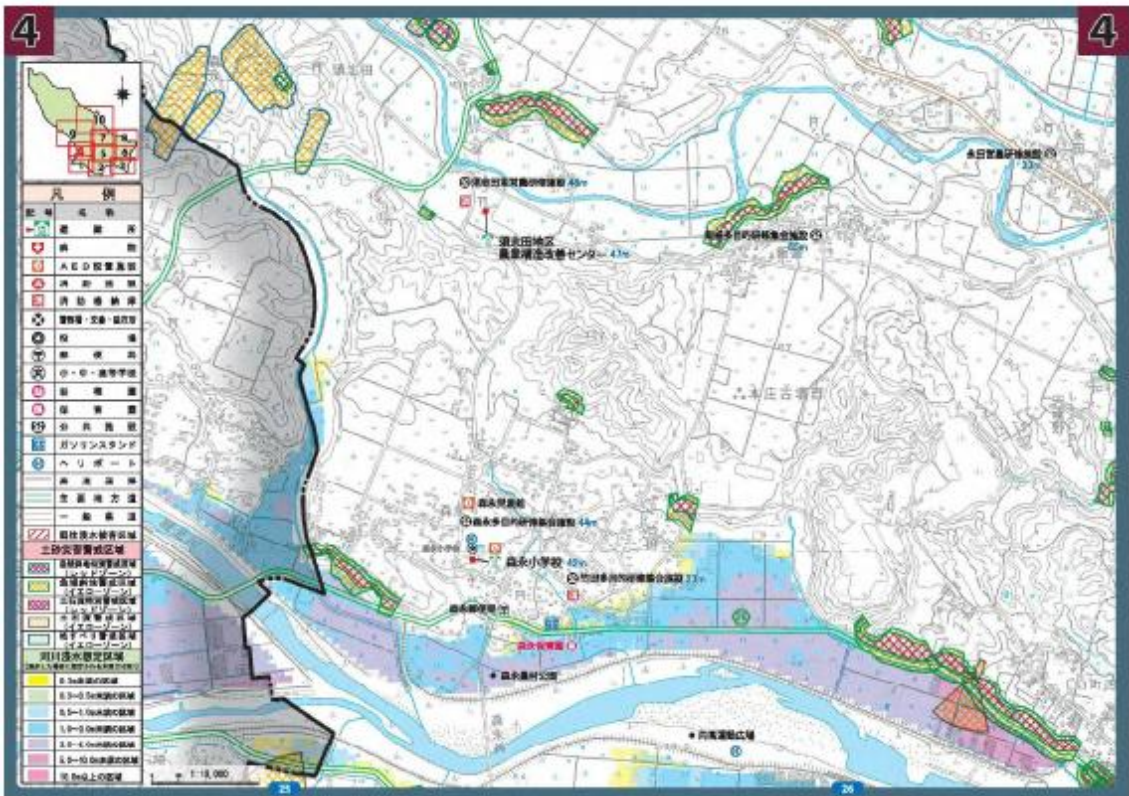
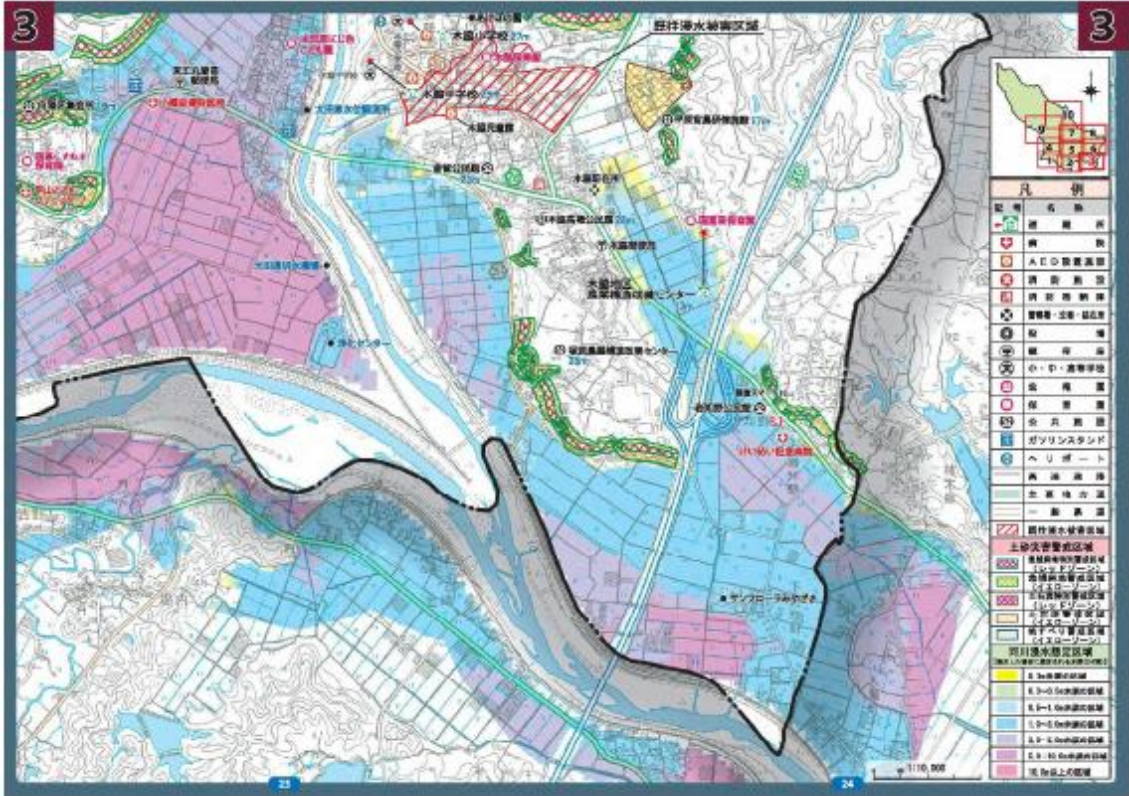
土砂災害(急傾斜地・土石流・地すべり)警戒区域(連絡:イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると思われる土地の区域であり、市町村による警戒規制等の措置が実施されます。

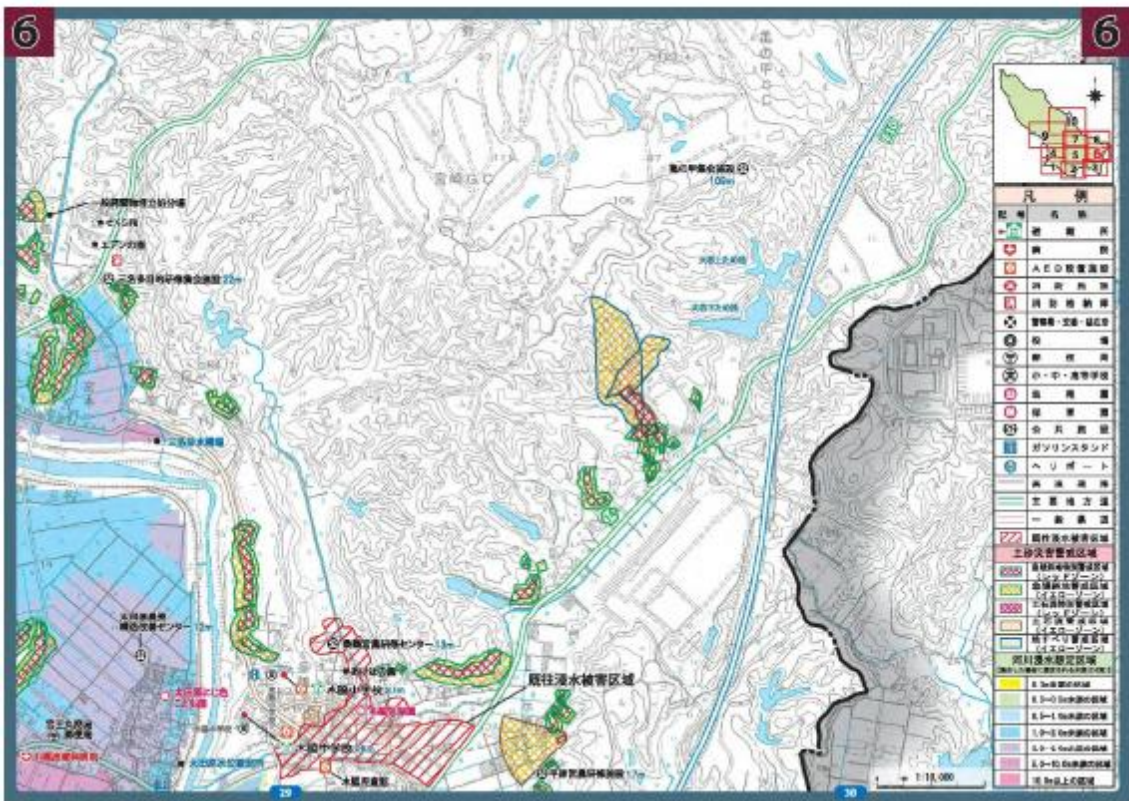
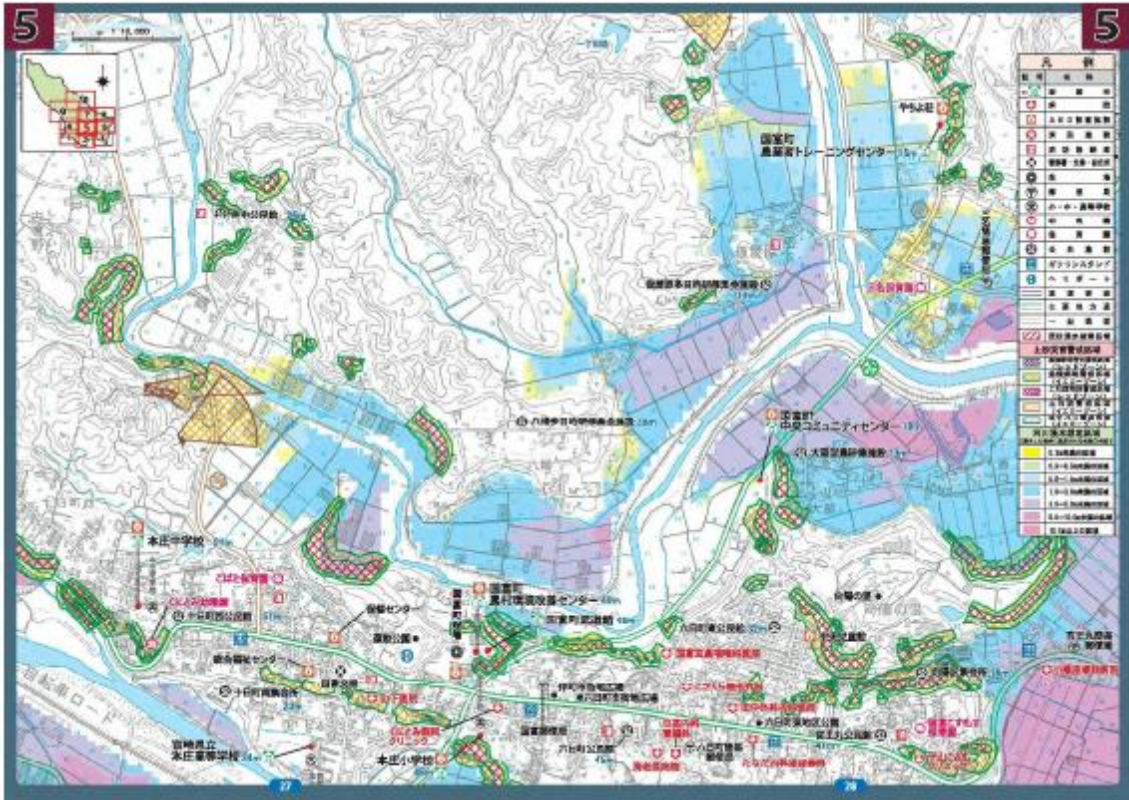
1. 災害危険箇所・被害想定関連



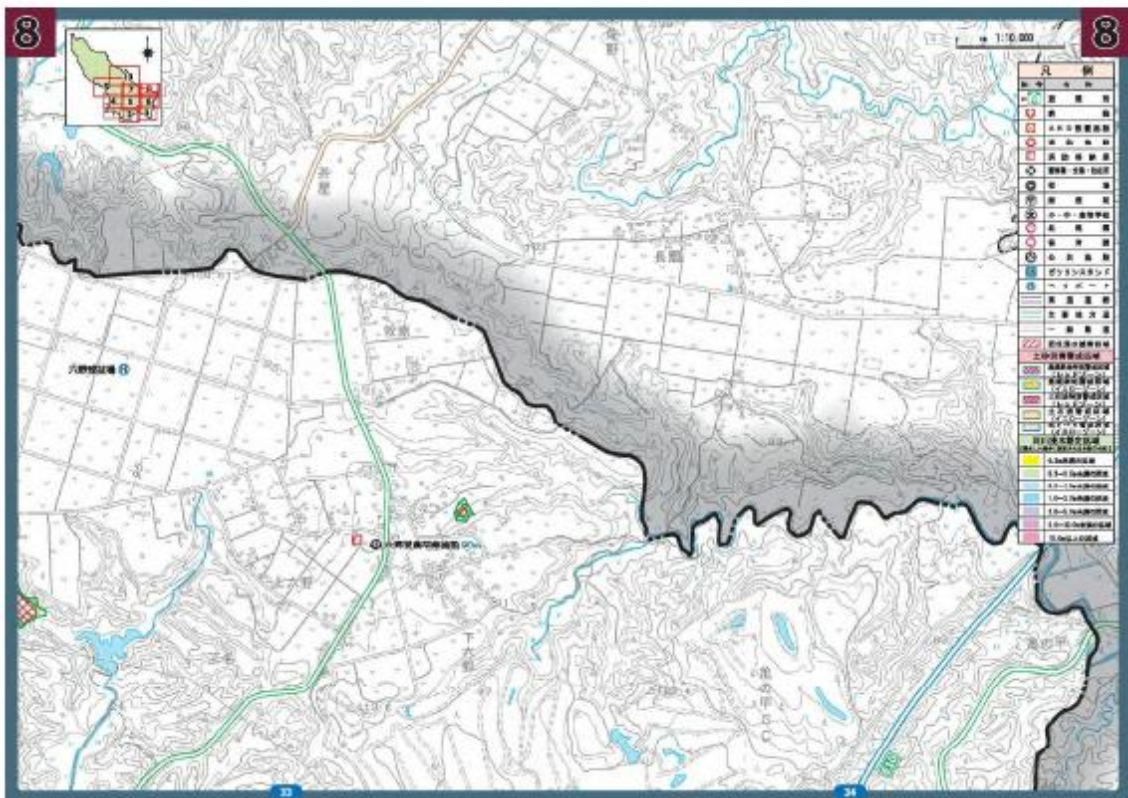
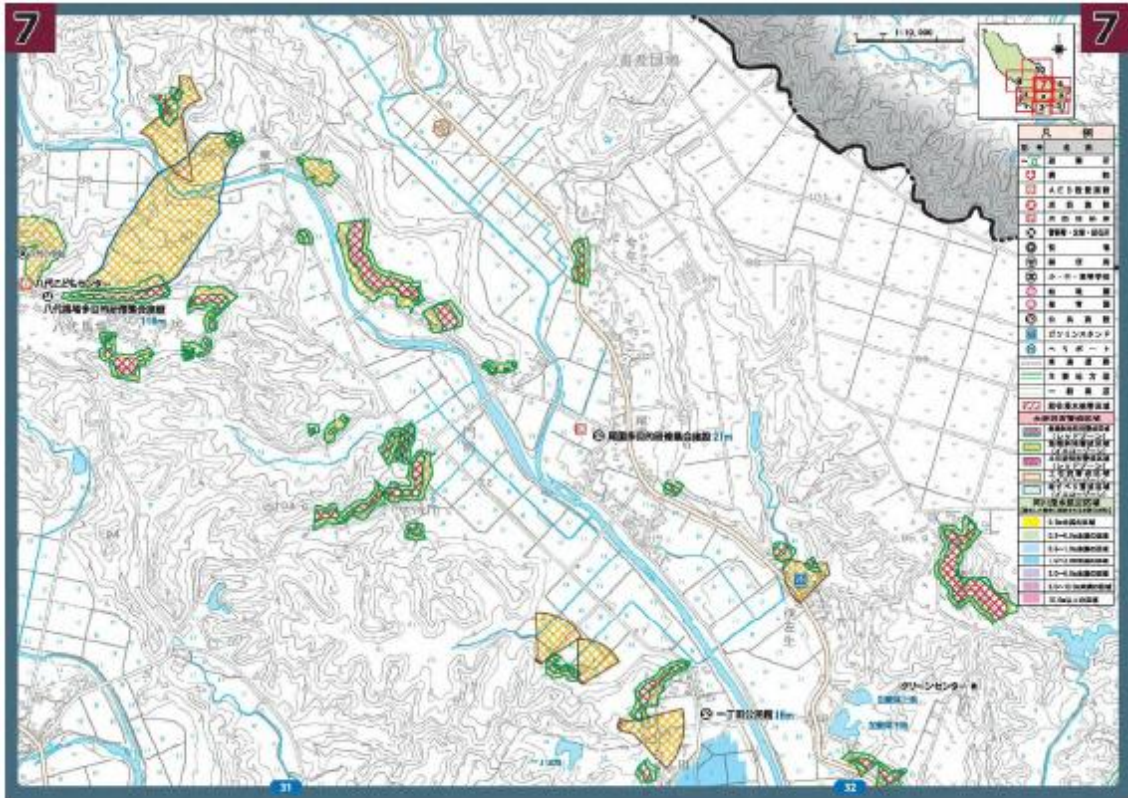
1. 災害危険箇所・被害想定関連



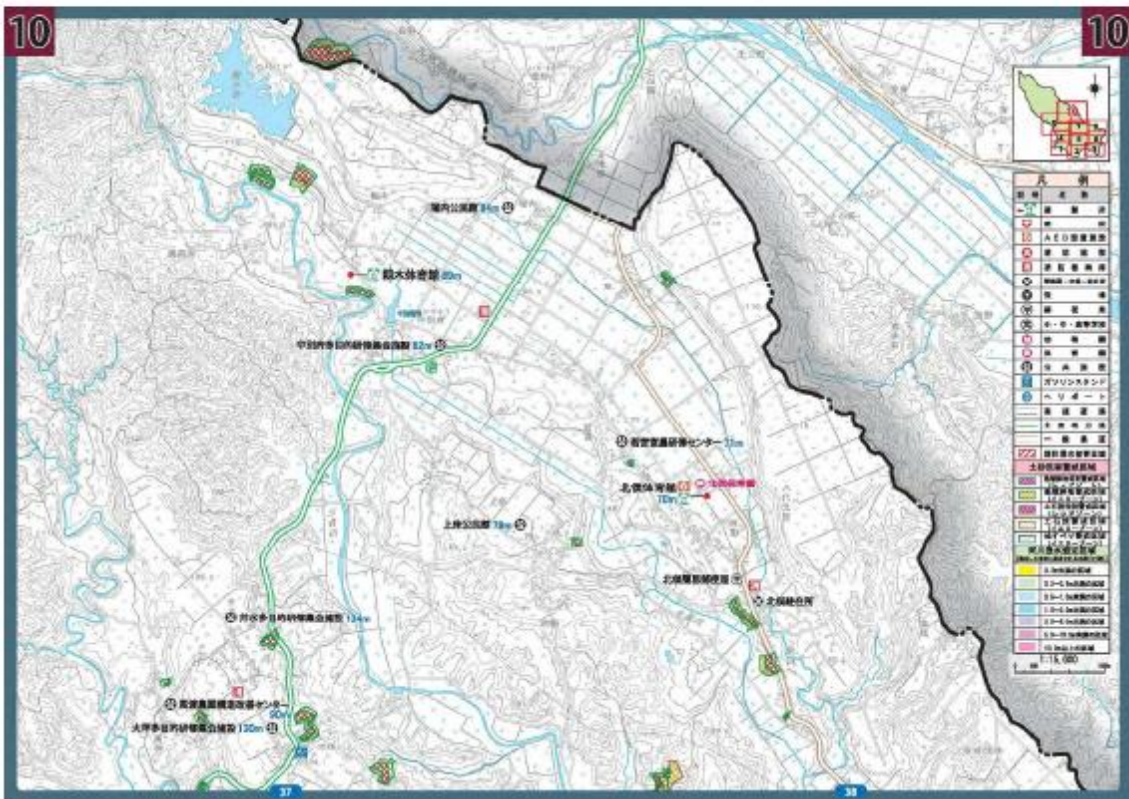
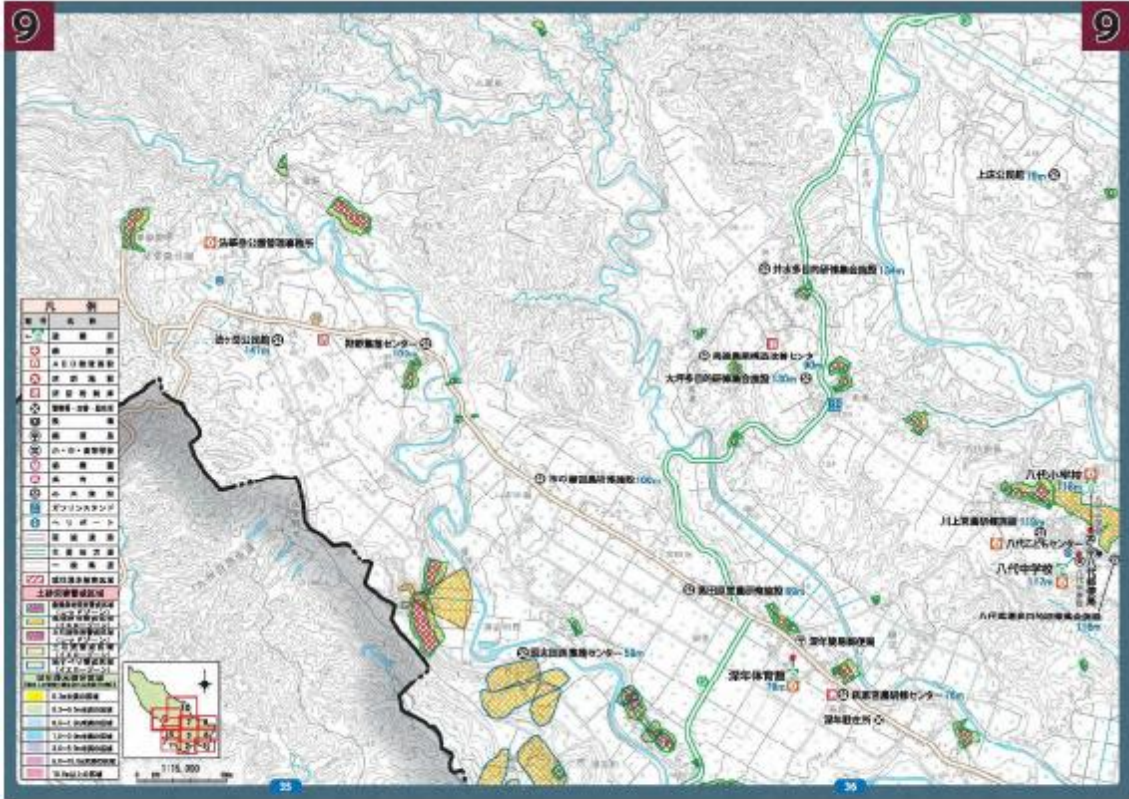
1. 災害危険箇所・被害想定関連



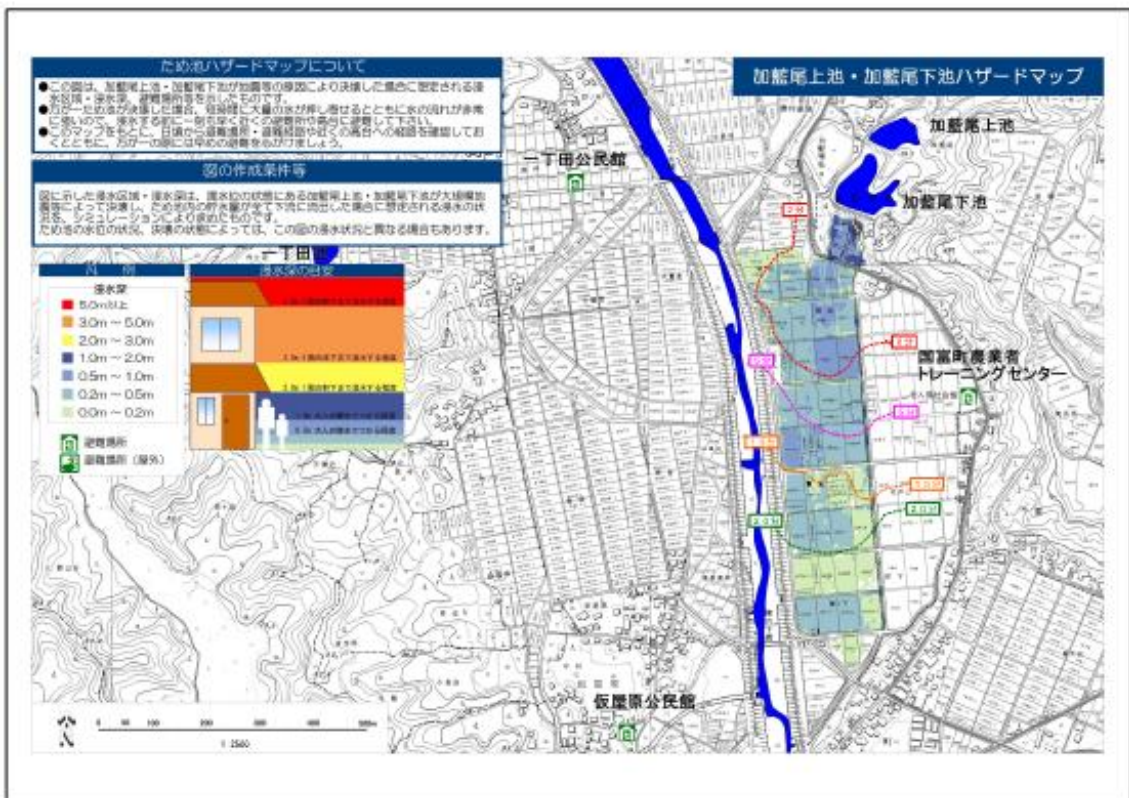
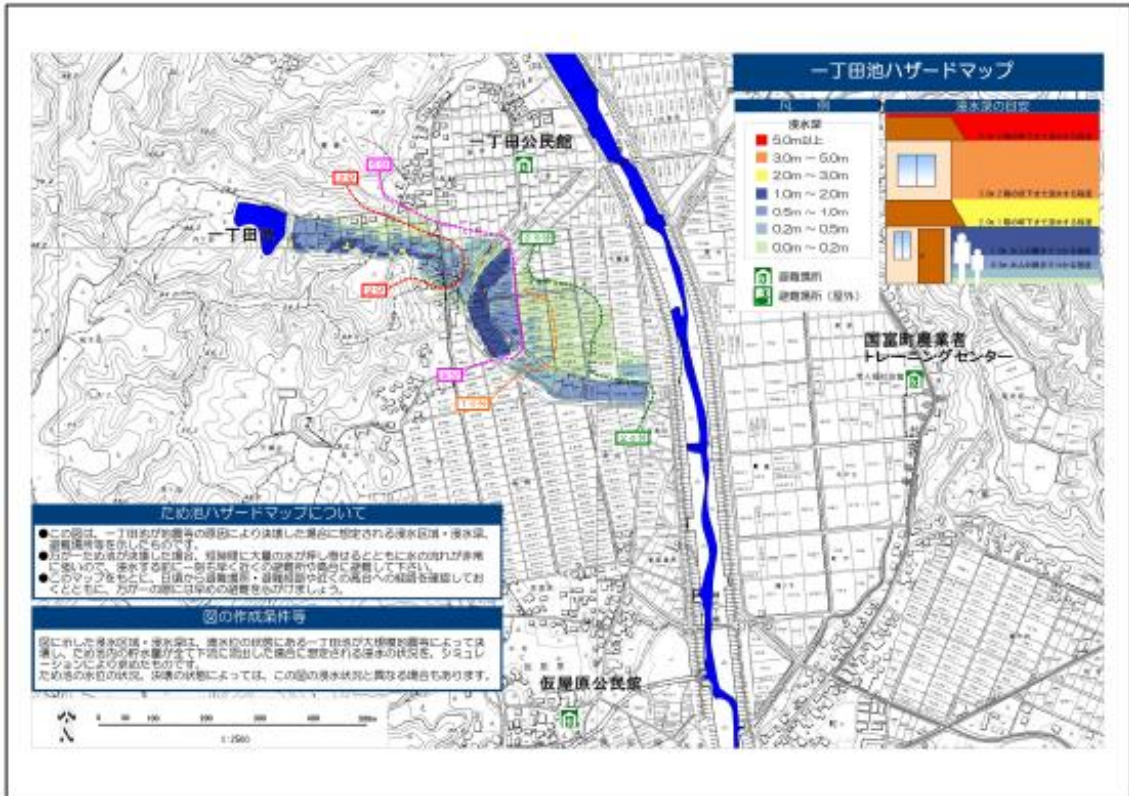
1. 災害危険箇所・被害想定関連



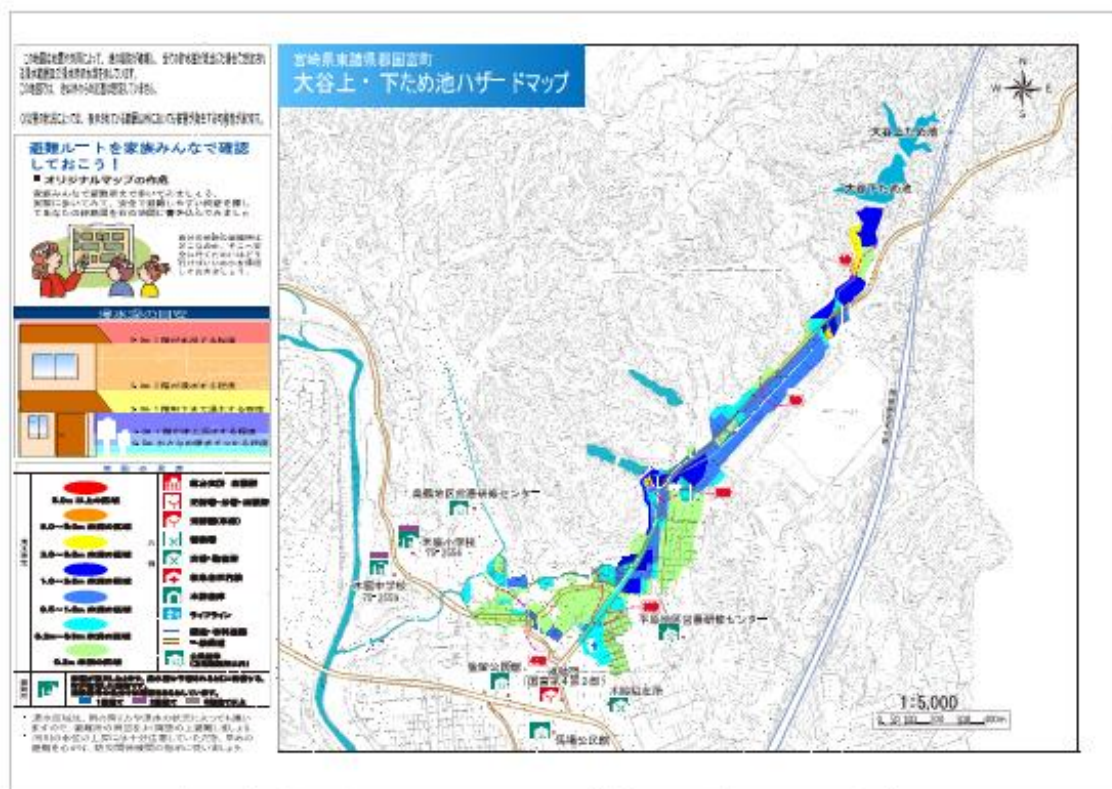
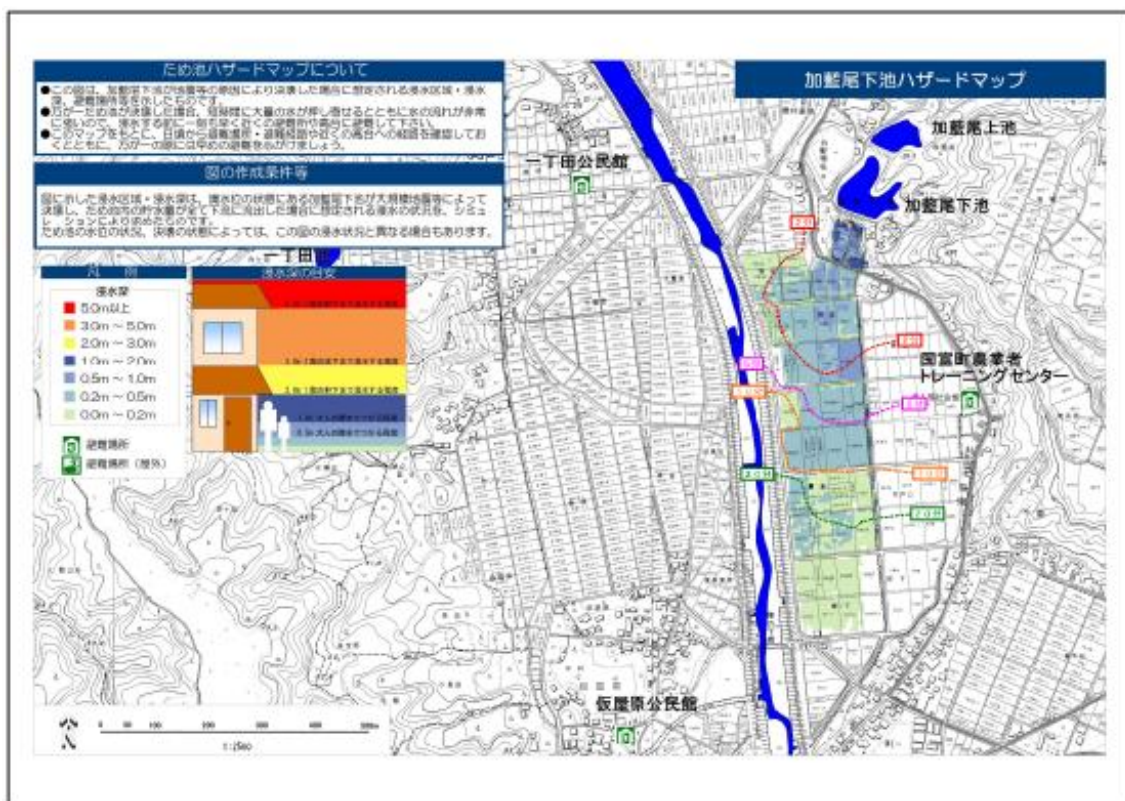
1. 災害危険箇所・被害想定関連



1. 災害危険箇所・被害想定関連



1. 災害危険箇所・被害想定関連



資料8 地震被害想定（「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）」より）

【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース①）を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

（1）建物被害

全半壊棟数（単位：棟）

想定ケース	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
ケース① 冬18時	約10	約50	約970	約1,800	約10	約20	約20	約1,000	約1,800
ケース② 冬18時	約10	約50	約940	約1,800	約10	約20	約30	約990	約1,800

（2）人的被害

①人的被害その1：死傷者数 冬深夜（単位：人）

	建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀		合計	
	死者	家具	負傷者	家具	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
ケース①	約70	-	約360	約40	-	-	-	-	-	-	約70	約360
ケース②	約60	-	約350	約40	-	-	-	-	-	-	約70	約360

※「-」：わずか

②人的被害その2：要救助者数（自力脱出困難者数）（単位：人）

	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数		
	冬深夜	夏12時	冬18時
ケース①	約190	約100	約140
ケース②	約180	約100	約140

（3）ライフライン被害

①ライフライン被害：上水道

	給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
ケース①	約19,000	約19,000	99%	約18,000	94%	約13,000	67%	約3,400	17%
ケース②	約19,000	約19,000	99%	約18,000	93%	約13,000	66%	約3,300	17%

※断水率は各市町村の給水人口に占める断水人口の割合とした。

②ライフライン被害：下水道

	処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)
ケース①	約8,000	約7,700	96%	約5,400	67%	約540	7%	約40	1%
ケース②	約8,000	約7,700	96%	約5,300	66%	約520	6%	約40	0%

※機能支障率は各市町村の処理人口に占める支障人口の割合とした。

1. 災害危険箇所・被害想定関連

③ライフライン被害：電力

	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
ケース①	約11,000	約11,000	96%	約7,100	65%	約1,800	16%	約320	3%
ケース②	約11,000	約11,000	96%	約7,100	64%	約1,800	16%	約310	3%

※停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合とした。

④ライフライン被害：通信 固定電話

	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
ケース①	約6,400	約6,200	96%	約4,200	65%	約190	3%	-	0%
ケース②	約6,400	約6,200	96%	約4,100	64%	約180	3%	-	0%

※「-」：わずか ※不通回線率は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合とした。

⑤ライフライン被害：通信 携帯電話

	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波基地局 率(%)	不通ランク	停波基地局 率(%)	不通ランク	停波基地局 率(%)	不通ランク	停波基地局 率(%)	不通ランク
ケース①	14%	A	79%	A	30%	-	17%	-
ケース②	14%	A	78%	A	30%	-	17%	-

※「-」：わずか ※停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合とした。

※不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

(4) 生活への影響

①生活への影響：避難者（単位：人）

	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
ケース①	約3,000	約1,800	約1,200	約5,700	約2,900	約2,900	約5,600	約1,700	約3,900
ケース②	約2,900	約1,800	約1,200	約5,700	約2,800	約2,800	約5,500	約1,600	約3,800

②生活への影響：帰宅困難者（単位：人）

	就業者・通学者数	帰宅困難者
ケース①	約8,600	約1,400
ケース②	約8,600	約1,400

③生活への影響：物資 需要量

	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
ケース①	約6,500	約55,000	約3,600	約10,000	約39,000	約3,000	約6,000	約10,000	約1,800
ケース②	約6,300	約54,000	約3,500	約10,000	約38,000	約2,900	約5,900	約9,900	約1,800

④生活への影響：医療機能（単位：人）

	人的被害			要転院患者 数	医療需要	
	死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
ケース①	約70	約360	約200	約40	約250	約160
ケース②	約70	約360	約200	約40	約250	約150

1. 災害危険箇所・被害想定関連

(5) その他の被害

①その他の被害：災害廃棄物等

	災害廃棄物(万トン)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計
ケース①	約20		約20
ケース②	約20		約20

②その他の被害：要配慮者（単位：人）

	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者			避難者			避難者		
	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	計
ケース①	約720	約430	約290	約1,400	約690	約690	約1,300	約400	約940
ケース②	約700	約420	約280	約1,400	約680	約680	約1,300	約390	約920

※属性間での重複がある。

③その他の被害：避難所の要配慮者（1週間後の避難所避難者に占める）（単位：人）

	65歳以上の単身高齢者	5歳未満の乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	要介護認定者(要支援者を除く)	難病患者	妊産婦	外国人
ケース①	約270	約90	約170	約30	約10	約130	約30	約20	約20
ケース②	約260	約90	約170	約30	約10	約130	約30	約20	約20

※属性間での重複がある。

資料9 国富町大規模盛土造成地マップ

国富町

大規模盛土造成地マップ

1. はじめに

平成28年の熊本地震や東北地方太平洋沖地震などは、大規模な盛土造成地で滑動崩壊が発生し、宅地や公共施設等に大きな被害が発生しました。
国土交通省都市局では、国の「大規模盛土造成地の滑動崩壊対策推進ガイドライン」に基づいて、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を調査し、大規模盛土造成地マップを作成しました。
このマップは、調査結果を公表することにより、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知りたいとき、住居の築造の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげていただくことを目的に作成したものです。
※地図が起された場合に、マップに示す箇所が必ずしも危険というわけではありません。

2. 大規模盛土造成地とは

大規模盛土造成地には、「谷埋め型」と「覆付け型」の2種類があり、盛土の高さや高さなどにより、以下のよ5に分類しています。
■谷埋め型大規模盛土造成地
谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地
■覆付け型大規模盛土造成地
傾斜地に盛土した宅地で盛土する前の地山の傾斜が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地

3. 滑動崩壊のしくみ

滑動崩壊とは、地震時に盛土造成地において、盛土全体または大部分が、主として盛土最前部を滑り面として地山形に沿って滑動、変位または斜面方向へ移動することです。

4. 大規模盛土造成地の抽出方法

平均盛土前後の新旧の地形図などを重ね合わせて、盛土により地盤が高まっているところを探し、大規模盛土造成地の2つの定義に該当する箇所を抽出しています。

5. 大規模盛土造成地に関するQ&A

- Q1 マップに示されている箇所は危険ということですか？**
今回公表したマップは、盛土造成地と盛土造成地が重なった箇所を抽出したもので、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものです。このマップに示す箇所が、すべて危険箇所と危険ということではありません。
- Q2 もっと詳細なマップは公表しないのですか？**
マップを作成するために使用した地形図の精度は必ずしも精度が均一のため、調査が異なることを考慮してこの精度としています。
- Q3 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か特別な手続が必要ですか？**
大規模盛土造成地内の土地について何か手続が必要になることはありません。また、土地の造成や建築物の建築の際に、特殊な手続が必要になったり、特別な条件が求められることはありません。
- Q4 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か対策が必要ですか？**
大規模盛土造成地であることをもって対策を求められるものではありませんが、盛土造成地であることと同様にしては、地盤の検査や状況が許さない場合、雨水高止かまったり土砂流出がないかなどが宅地の使用を制限していただくことが大切です。

6. お問い合わせ先など

- 問合せ先
国富町建設課 都市建設課
TEL 0985-75-9406 FAX 0985-75-7903
Mail kensei@town-kunimiya.gov.jp
- マップの掲載先
国富町ホームページ
- 各地の創設化に関する情報
-国土交通省地政院トップ <http://www.mlf.go.jp/crd/web/index.html>
-国土交通省(プレス等) <http://www.mlf.go.jp/crd/jpmp/inf.html>

令和2年3月 国土交通省都市局作成

国富町 大規模盛土造成地マップ (図郭①)



国富町

大規模盛土造成地マップ

1. はじめに

平成28年の熊本地震や東北地方太平洋沖地震などは、大規模な盛土造成地で滑動崩壊が発生し、宅地や公共施設等に大きな被害が発生しました。
国土交通省都市局では、国の「大規模盛土造成地の滑動崩壊対策推進ガイドライン」に基づいて、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を調査し、大規模盛土造成地マップを作成しました。
このマップは、調査結果を公表することにより、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知りたいとき、住民の避難の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげていただくことを目的に作成したものです。
※地図が記載した場合に、マップに示す箇所が必ずしも危険というわけではありません。

2. 大規模盛土造成地とは

大規模盛土造成地には、「谷詰め型」と「覆付け型」の2種類があり、盛土の高さや高さなどにより、以下のよ5に分類しています。
■谷詰め型大規模盛土造成地
谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地
■覆付け型大規模盛土造成地
傾斜地に盛土した宅地で盛土する前の地山の傾斜が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地

3. 滑動崩壊のしくみ

滑動崩壊とは、地震時に盛土造成地において、盛土全体または大部分が、主として盛土最前部を滑り面として旧地形に沿って滑動、変位または斜面方向へ移動することです。

4. 大規模盛土造成地の抽出方法

平地造成前後の新旧の地形図などを重ね合わせて、造成により地盤が高まっているところを探し、大規模盛土造成地の2つの定義に該当する箇所を抽出しています。

5. 大規模盛土造成地に関するQ&A

- Q1 マップに非表示されている箇所は危険ということですか？
今回公表したマップは、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせることで、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を抽出したものです。このマップに示す箇所が、すべて危険箇所と危険ということではありません。
- Q2 もっと詳細なマップは公表しないのですか？
マップを作成するために使用した造成前の地形図等は必ずしも精度が低いため、調査が進展することを考慮して公開としています。
- Q3 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か特別な手続が必要ですか？
大規模盛土造成地内の土地について何か手続が必要になることはありません。また、土地の造成や建築物の建築の際に、特殊な手続が必要になったり、特別な条件が課せられることはありません。
- Q4 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か対策が必要ですか？
大規模盛土造成地であることをもって対策を求められるものではありませんが、盛土造成地であることと同様にしては、地盤の検査の状況が異なる場合があり、雨水高止かたまりや土砂流出がないかなどが宅地の使用を制限していただく場合があります。

6. お問い合わせ先など

- 問合せ先
国富町 都市建設課
TEL 0985-75-9406 FAX 0985-75-7903
Mail kensei@town-kunimi.kanagawa.jp
- マップの掲載先
国富町ホームページ
- 各地の創設化に関する情報
-国土交通省地政院トップ <http://www.mlf.go.jp/trd/web/index.html>
-国土交通省(プレス等) <http://www.mlf.go.jp/trd/japan/inf.html>

令和2年3月 国土交通省都市局作成



2. 施設関連

資料10 危険物等取扱施設の状況

(1) 給油取扱所

	設置施設名(敷地)	設置場所 住所
1	有限会社 日高石油店	東諸県郡国富町大字本庄2055-16
2	有限会社 新川商店 大田原給油所	東諸県郡国富町大字本庄968-1
3	有限会社 国富プロパンガス	東諸県郡国富町大字宮王丸657
4	有限会社 近藤商店	東諸県郡国富町大字伊佐生53
5	有限会社 宮田金物 国富給油所	東諸県郡国富町大字本庄6765
6	日豊輸送株式会社	東諸県郡国富町大字本庄字上代531-1
7	東諸建設事業協同組合	東諸県郡国富町大字本庄550
8	菅哲石油	東諸県郡国富町大字竹田824-3
9	国富重機輸送有限会社	東諸県郡国富町大字深年125-1
10	宮崎県農業協同組合 本庄給油所	東諸県郡国富町大字本庄4461-1
11	宮崎県農業協同組合 八代支店給油所	東諸県郡国富町大字八代南俣
12	宮崎県農業協同組合 三名給油所	東諸県郡国富町大字三名1395-1
13	株式会社 太陽興産	東諸県郡国富町大字田尻2120-1
14	旭道路株式会社	東諸県郡国富町大字八代北俣2027-2

(2) 屋内貯蔵所

	設置施設名(敷地)	設置場所 住所
1	国富産業株式会社	東諸県郡国富町大字深年133-1
2	九州オリンピック工業株式会社	東諸県郡国富町大字森永2964-5
3	株式会社 デンソー宮崎	東諸県郡国富町大字木脇4188
4	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815
5	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815

(3) 移動タンク貯蔵所

	設置施設名(敷地)	設置場所 住所
1	有限会社 宮田金物	東諸県郡国富町大字本庄
2	宮崎県農業協同組合 国富集出荷場	東諸県郡国富町大字三名1298-1
3	株式会社 黒木木材	東諸県郡国富町大字八代北俣2133-8

(4) 地下タンク貯蔵所

	設置施設名(敷地)	設置場所 住所
1	菱東肥料株式会社	東諸県郡国富町大字田尻
2	国富町(東諸葬祭場)	東諸県郡国富町大字向高1680
3	九州農産株式会社	東諸県郡国富町大字田尻2067-2
4	宮崎県農業協同組合 国富支店八代燃料基地	東諸県郡国富町大字八代南俣
5	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815

(5) 一般取扱所

	設置施設名(敷地)	設置場所 住所
1	有限会社 宮田金物	東諸県郡国富町大字須志田字平原
2	協同紙工株式会社	東諸県郡国富町大字塚原500
3	宮崎県農業協同組合 国富支店八代燃料基地	東諸県郡国富町大字八代南俣
4	宮崎県中部農林振興局 嵐田排水機場	東諸県郡国富町大字嵐田2556-5
5	株式会社 黒木木材	東諸県郡国富町大字八代北俣2133-8
6	株式会社 デンソー宮崎	東諸県郡国富町大字木脇4188
7	株式会社 コメリハード&グリーン 国富店	東諸県郡国富町大字本庄1717-16
8	株式会社 ガイアート 宮崎合材工場	東諸県郡国富町大字木脇字鳥居3649
9	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815
10	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815
11	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815
12	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815

2. 施設関連

(6) 屋外タンク貯蔵所

	設置施設名(敷地)	設置場所 住所
1	有限会社 宮田金物	東諸県郡国富町大字須志田字平原
2	有限会社 宮田金物	東諸県郡国富町大字須志田字平原
3	有限会社 宮田金物	東諸県郡国富町大字須志田字平原
4	有限会社 宮田金物	東諸県郡国富町大字須志田字平原
5	国富町葉たばこ生産組合	東諸県郡国富町大字深年2006
6	国富町葉たばこ生産組合	東諸県郡国富町大字深年2006
7	協同紙工株式会社	東諸県郡国富町大字塚原500
8	宮崎県中部農林振興局 嵐田排水機場	東諸県郡国富町大字嵐田2556-5
9	株式会社 川越酒造場	東諸県郡国富町大字本庄4415-1
10	株式会社 黒木木材	東諸県郡国富町大字八代北俣2133-8
11	株式会社 ガイアート 宮崎合材工場	東諸県郡国富町大字木脇字鳥居3649
12	ラピスセミコンダクタ(株)宮崎第二工場	東諸県郡国富町大字田尻1815

2. 施設関連

資料1-1 緊急時ヘリコプター離着陸場

番号	市町村名	名称	宮崎大学病院から		住所	地面状況	散水	所有者(管理者)	電話番号	備考	ヘリポート状況
			距離	時間							
1	国富町	国富運動公園 (陸上競技場)	10	5分	国富町大字本庄 4890	芝生		国富町社会教育課	0985 75 2361		グラウンド
2	国富町	国富町球技場	11	6分	国富町大字三名 4506	芝生		国富町社会教育課	0985 75 2361		グラウンド
3	国富町	国富本庄川河川敷グラウンド	10	5分	大字本庄 本庄川河川敷左岸	芝生		国富町社会教育課(国土交通省宮崎河川国道事務所本省出張所)	0985 75 2361		河川敷
4	国富町	八代中学校	12	7分	国富町大字八代南 俣2101	土砂/芝	必要	国富町	0985 75 2555		グラウンド
5	国富町	法華嶽多目的広場	14	8分	国富町大字深年 4106	芝生		国富町	0985 78 1943	北西側 送電線 有	広場
6	国富町	木脇小学校	10	5分	国富町大字木脇1752	土		国富町	0985 75 2556		砂
7	国富町	森永小学校	11	6分	国富町大字森永1967	土		国富町	0985 75 2554		芝、土グラウンド

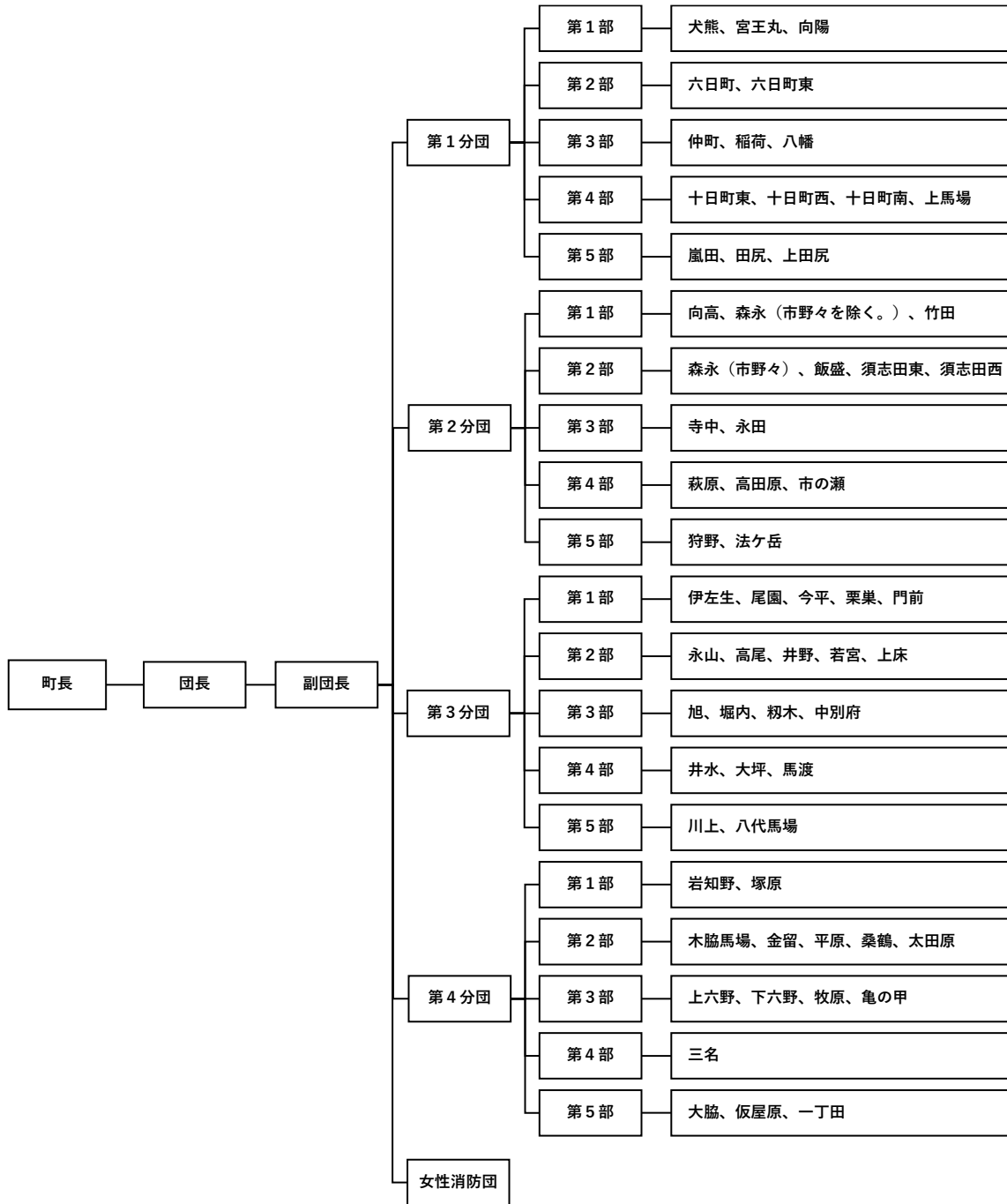
資料12 消防施設等の状況

(1) 消防施設等の状況

	消防ポンプ				防火水槽			消火栓		備考
	自動車ポンプ	積載車	可搬動力ポンプ		40t以上	耐震性		うち適合消火栓		
第1分団	1	1	1	1	19	10	6	24	14	
	2	1	1	1	17	6	7	23	13	
	3	1	1	1	22	8	6	22	15	
	4	1	1	1	20	11	6	27	16	
	5	1	1	1	18	8	4	12	0	
第2分団	1	1	1	1	23	9	8	25	2	
	2	1	1	1	15	3	3	13	7	
	3	1	1	1	12	6	6	13	0	
	4	1	1	1	14	4	4	9	4	
	5	1	1	1	12	3	2	6	0	
第3分団	1	1	1	1	19	8	5	19	1	
	2	1	1	1	13	2	2	14	2	
	3	1	1	1	14	3	1	15	3	
	4	1	1	1	17	4	2	8	8	
	5	1	1	1	14	4	4	7	3	
第4分団	1	1	1	1	13	1	0	13	0	
	2	1	1	1	12	7	3	38	14	
	3	1	1	1	11	3	3	9	0	
	4	1	1	1	13	7	3	15	3	
	5	1	1	1	13	3	3	9	6	
合計		20	20	20	311	110	78	321	111	

2. 施設関連

(2) 国富町消防団組織図



資料 1 3 救出用資機材及び重機等の保有状況

名称	所在	電話番号	ダンプ		ショベル	ブルドーザー	バックホウ (台数)					ユニック	ミキサー車			乗用車	備考	
			10t級	4t級			2t級	0.7m級	0.4m級	0.3m級	0.2m級		0.1m級	10t級	5t級			4t級
海老原建設	太田原	75-3515		2				2	1	2	1	1						
日栄建設	金留	75-3511		2		1	1	2	1	4		1						
長嶺建設	宮王丸	75-2582		3						2	3	1						
武田建設	飯盛	75-2632		1	1	1	1	1	1	2		1						
栗巣土木	栗巣	75-3341		3	1					2	3	1						
藤元建設	稲荷	75-2323		5	3	3	6	7	1	12	2	1						
旭道路	旭	78-1341	6	2	2					1	3	1						
小倉組	若宮	78-1369				1		1			1	1						
佐藤産業	十日町東	75-2249				1												
高橋建設	須志田	75-6995			1						1							
渡部工務店	森永	75-2345		1	1	1					1	1						
溝口建設	十日町西	75-1088	1	4	3	1			4	1	5	3	1					
吉野土木	馬渡	78-1869	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1						
稔産業	木脇	82-8534			2													
太陽興産	田尻	75-6226	12	1	1	2	1	3										
国富重機輸送	寺中	75-4085	5		2		2	1			1		2					
井上運輸	旭	78-1665	10	1														
藤元運送	稲荷	75-5151	10										1					
東諸生コン	太田原	75-2114				1								8	2	1		
日高機材工業	嵐田	75-6212		5	5			2	3	7	5	2						
第一交通	稲荷	75-2812															11	
合計			45	33	23	13	12	15	19	15	46	15	15	8	2	1	11	

2. 施設関連

資料14 避難場所及び避難路

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所

	避難場所名	住所	電話番号	災害対応		備考
				洪水	土砂災害	
1	国富町農村環境改善センター	本庄4778	75-2361	○	○	国富町教育委員会
2	国富町中央コミュニティーセンター	本庄11895	86-6222	○	×	国富町教育委員会
3	国富町武道館	本庄4777-1	75-2361	○	○	国富町教育委員会
4	国富町立本庄中学校体育館	本庄6686	75-2557	○	○	国富町教育委員会
5	国富町立木脇中学校体育館	木脇1707	75-2559	○	○	国富町教育委員会
6	国富町立八代中学校体育館	八代南俣1710	75-2558	○	○	国富町教育委員会
7	国富町立本庄小学校体育館	本庄4056	75-2553	○	○	国富町教育委員会
8	国富町立森永小学校体育館	森永1938	75-2554	○	○	国富町教育委員会
9	国富町立木脇小学校体育館	木脇1752	75-2556	○	○	国富町教育委員会
10	国富町立八代小学校体育館	八代南俣2101	75-2555	○	○	国富町教育委員会
11	国富町北俣体育館	八代北俣2415	75-2361	○	○	国富町教育委員会
12	国富町深年体育館	深年3071	75-2361	○	○	国富町教育委員会
13	国富町農業者トレーニングセンター	三名1658	75-2361	○	○	国富町教育委員会
14	国富町靱木体育館	八代南俣3808-1	75-2361	○	○	国富町教育委員会
15	須志田地区農業構造改善センター	須志田1104-2	75-2361	○	○	国富町教育委員会
16	木脇地区農業構造改善センター	木脇3096-1	75-2361	×	○	国富町教育委員会
17	国富町東部体育館	本庄2367-2	75-2361	○	○	国富町教育委員会
18	宮崎県立本庄高等学校	本庄5071	75-2049	○	○	宮崎県
19	国富町川南地区健康増進センター	嵐田1518-1	75-2361	○	×	国富町教育委員会

※避難所が学校の場合は、校庭を避難場所、体育館を避難所として使用する。

避難者が多数に上り収容できないときに限り教室を使用するものとする。

※災害対応は、○：使用可能、×：使用不可とする。

(2) 福祉避難所

	避難場所名	住所
1	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団 養護老人ホーム あげぼの園	木脇1462
2	社会福祉法人 エデンの園	三名2621-5
3	社会福祉法人 慶明会	岩知野357
4	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団 知的障害者総合福祉施設 向陽の里	本庄1407

2. 施設関連

(3) 避難路

住宅等密集地における避難路は次のとおりとする。

路線名
◇ 県道26号線宮崎須木線
◇ 県道14号線佐土原国富線
◇ 県道24号線高鍋高岡線
◇ 県道351号木脇高岡線
◇ 県道355号旭村木脇線
◇ 県道356号法ヶ岳本庄線
◇ 県道40号都農綾線
◇ 県道17号南俣宮崎線

2. 施設関連

資料15 社会福祉施設等の状況

(1) 社会福祉施設等

施設名	種別	定員	所在	設置者	電話番号 (0985)
総合福祉センター	社会福祉協議会		本庄6899-2	町	75-6267
シルバー人材センター			本庄4832-3	法人	75-9003
向陽の里	障がい者支援施設	260	本庄1407	県	75-2200
エデンの園	障がい者支援施設	60	三名2621-5	法人	75-4936
あけぼの園	養護老人ホーム	50	木脇1462	〃	75-2861
在宅介護支援センター	在宅介護支援センター		〃 357	〃	75-1700
木脇保育園	保育所	60	木脇1451-1	〃	75-2471
本庄西部保育所	〃	110	本庄3281-1	〃	75-2090
国富こすもす保育園	認定こども園	75	宮王丸541	〃	75-5343
もりながこども園	〃	75	竹田87-1	〃	75-2450
三名こども園	〃	150	三名1267	〃	75-2639
こばと認定こども園	〃	60	本庄7009-1	〃	75-4514
北俣こども園	〃	60	八代北俣2234-81	〃	78-1410
太田原にじ色こども園	〃	70	本庄271	〃	75-6778
国富東保育園	保育所	110	木脇3077	〃	75-4153

(2) 国富町介護保険事業所等一覧

事業所名	所在地 (地区名)	電話	F A X	住 所
------	--------------	----	-------	-----

◆ 居宅支援事業所（介護支援専門員）◆

★ = 認定調査委託事業所

国富慶明会在宅介護支援センター	岩知野	75-1700	75-1800	国富町大字岩知野357
ケアセンター一期一会	宮王丸	36-6753	36-6770	国富町大字宮王丸366
国富中央居宅介護支援事業所	八幡	36-6003	30-6001	国富町大字本庄8107
不老閣居宅介護支援事業所	川上	36-6615	36-6620	国富町大字八代南俣 2047-2
ケアプランセンターてる	寺中	75-7058	89-0463	国富町大字深年6628
ミューズの朝国富 居宅介護支援事業所	十日町西	33-9761	33-9762	国富町大字本庄6522-1
企業組合福祉サービスみちくさ居宅介護支援事業所	向高	75-9883	65-3305	国富町大字向高1383-1
合同会社ケアプランセンターS A S A E	六日町東	090-6891- 1759	74-5532	国富町大字本庄1737- 12
居宅介護支援事業所 ころ	六日町	75-2115	75-2168	国富町大字本庄4365
びえんと指定居宅介護支援事業所	三名	75-0555	75-0554	国富町大字三名2621-5

2. 施設関連

事業所名	所在地 (地区名)	電話	F A X	住 所
------	--------------	----	-------	-----

◆介護予防支援事業所（介護支援専門員）◆

国富町地域包括支援センター	十日町東	30-6661	75-1279	国富町大字本庄6889-2
---------------	------	---------	---------	---------------

◆訪問介護（ヘルパー）◆

国富慶明会ヘルパーステーション	岩知野	75-8686	75-1800	国富町大字岩知野357
ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	稲荷	36-6045	36-6046	国富町大字本庄4832-7
紫雲台ヘルパーステーション	川上	36-6615	36-6620	国富町大字八代南俣 2047-2
つれづれ庵	六野	74-5001	74-5001	国富町大字三名4084-5
訪問介護ステーション 風の杜	宮王丸	75-6270	75-6275	国富町大字宮王丸136
訪問介護事業所 なずな	犬熊	64-9286	64-9287	国富町大字本庄1987-3
ミュージズの朝国富 訪問ヘルパーステーション	十日町西	33-9761	33-9762	国富町大字本庄6522-1
ヘルパーステーション めだか	六日町	75-2304	75-0636	国富町大字本庄1888
訪問介護 ふたば	犬熊	090-7456- 7527	75-5345	国富町大字本庄1975番 地1 KMKコーポ 103号
企業組合福祉サービスみちくさ	向高	75-9883	65-3305	国富町大字向高1383-1
ヘルパーステーション 温家	川上	77-8557	77-8556	国富町大字八代南俣 2055
中央ヘルパーステーション	六日町	080-6451- 1159	30-6006	国富町大字本庄1696
サポートセンター愛Life	三名	89-3201	36-6636	国富町大字三名1162番 地2

◆通所介護（デイサービス）◆

さくら苑ふれあいホーム	三名	75-8154	75-9331	国富町大字三名2621-6
国富町中央デイサービスセンター	八幡	30-6000	30-6001	国富町大字本庄8103
森永デイサービスセンター	竹田	30-6123	30-6124	国富町大字竹田141-1
不老閣デイサービスセンター	川上	36-6610	36-6620	国富町大字八代南俣 2047-1
古民家デイサービス やはた	八幡	75-9285	30-6257	国富町大字本庄7960-2
デイサービスセンター国富荘	森永	36-6272	36-6282	国富町大字森永2466- 19
デイサービスセンターねむの里（あけぼの園）	桑鶴	77-5711	75-1024	国富町大字木脇1462
デイサービス風の杜	宮王丸	75-6270	75-6275	国富町大字宮王丸136
介護予防中心デイサービス宮王丸生きがい養成所	宮王丸	75-5117	75-7272	国富町大字宮王丸504- 11
ミュージズの朝国富 デイサービスセンター	十日町西	33-9761	33-9762	国富町大字本庄6522-1
あっぱれデイサービスセンター	嵐田	65-7566	65-7567	国富町大字田尻49-1
小規模民家型デイサービス ひだまりの家	十日町西	75-1383	75-1383	国富町大字本庄5523-2
認知症デイサービス もてなす	十日町西	75-8551	75-0024	国富町大字本庄6545-1
リハビリデイサービス はぴりハ	六日町	75-3914	75-3915	国富町大字本庄4313-1

2. 施設関連

事業所名	所在地 (地区名)	電話	F A X	住 所
------	--------------	----	-------	-----

◆通所リハビリ（デイケア）◆

サンフローラみやざき	岩知野	75-9155	75-9881	国富町大字岩知野355
海老原病院デイケア 順養の杜	六日町	75-2722	75-2168	国富町大字本庄4365
通所リハビリ型フィットデイエポック	岩知野	75-1801	36-6514	国富町大字岩知野762

◆訪問看護◆

訪問看護ステーションかがやき	岩知野	75-9880	30-6677	国富町大字岩知野762
訪問看護ステーション希星（きらり）	向陽	30-6601	75-8246	国富町大字宮王丸154-8
一期一会訪問看護ステーション	稲荷	75-0295	75-0298	国富町大字本庄4832-7

◆短期入所（ショートステイ）・介護保険施設◆

特別養護老人ホーム さくら苑	三名	75-5213	75-5214	国富町大字三名2621-6
介護老人保健施設 サンフローラみやざき	岩知野	75-2020	75-2897	国富町大字岩知野355
けいめい記念病院 介護医療院ひまわり	岩知野	75-7012	75-7015	国富町大字岩知野762

◆グループホーム（認知症対応型共同生活介護）◆

グループホームサンメリー	岩知野	75-2060	75-2021	国富町大字岩知野355-1
グループホーム吉祥	竹田	75-9821	75-1510	国富町大字竹田1613-1
グループホームマザーハウス	六日町	75-1414	78-2310	国富町大字本庄4361-1
グループホームこすもす	大脇	75-6204	75-6239	国富町大字本庄12146-3

◆小規模多機能型居宅介護◆

さくらんぼ	三名	75-5184	75-5128	国富町大字三名2621-6
-------	----	---------	---------	---------------

◆特定施設入居者生活介護（一般型）◆

● = 住所地特例

あけぼの園（養護老人ホーム）	桑鶴	75-2861	75-1013	国富町大字木脇1462
----------------	----	---------	---------	-------------

2. 施設関連

事業所名	所在地 (地区名)	電話	F A X	住 所
------	--------------	----	-------	-----

◆その他（ケアホーム・有料老人ホーム）◆

福祉サービスみちくさ（ケアホーム）	向高	75-9883	65-3305	国富町大字向高1383-1
住宅型有料老人ホームLife Story風の杜	宮王丸	75-6270	75-6275	国富町大字宮王丸136
住宅型有料老人ホーム国富けいめい館	岩知野	33-9290	33-9295	国富町大字岩知野361-1
住宅型有料老人ホーム愛Life秋桜	井野	30-8577	30-8578	国富町大字八代北俣2139-62
有料老人ホーム ケアリゾートくにとみ	十日町西	75-7555	75-7545	国富町大字本庄6551
有料老人ホーム 紫雲台	川上	36-6615	36-6620	国富町大字八代南俣2047-2
たすけあいの郷 つれづれ庵（多機能型施設）	上六野	74-5001	74-5001	国富町大字三名4084-5
〃 つれづれ庵・新	亀の甲	75-7580	75-7581	国富町大字三名3091-31
住宅型有料老人ホーム 国富荘	森永	30-6512	30-6517	国富町大字森永2466-15
有料老人ホーム なずな	犬熊	64-9286	64-9287	国富町大字本庄1987-3
有料老人ホーム ケアマンション吉祥	竹田	75-8005	75-1510	国富町大字竹田1613-1
有料老人ホーム さくらの里	三名	36-6030	75-8125	国富町大字三名2621-6
有料老人ホーム ミューズの朝国富	十日町西	33-9761	33-9762	国富町大字本庄6522
みんなの家ともしび	竹田	75-0235	75-0236	国富町大字森永191-2
有料老人ホーム ふたば	十日町東	75-5666	83-0611	国富町大字本庄4987-3
ふれあい介護ホーム 母家	狩野	78-1765	78-1765	国富町大字深年4297-1
合同会社 八代温家	川上	77-8557	77-8556	国富町大字八代南俣2055
有料老人ホーム ほんじょう	八幡	30-6003	30-6006	国富町大字本庄8107-1
高齢者単身寮 ゆらりきぶん荘	十日町西	36-6045	36-6046	国富町大字本庄5978-3
ケアハウス サン・グラン	岩知野	75-1722	75-1800	国富町大字岩知野357

◆介護保険連絡協議会事務局◆

役場 保健介護課介護係	稲荷	75-9423	75-9400	国富町大字本庄4800
国富町地域包括支援センター	十日町東	30-6661	75-1279	国富町大字本庄6889-2

2. 施設関連

資料16 医療関係機関の状況

名称	診療科目	所在	電話番号 (0985)	病床数 (床)	医師 (人)	看護師 (人)
海老原病院	整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、内科、外科、呼吸器科、胃腸科、泌尿器科	六日町	75-2115	84	1	25
田中外科医院	外科、胃腸科、呼吸器科、肛門科、リハビリテーション科、内科	六日町	75-8585	19	1	12
小橋皮膚科医院	皮膚科	宮王丸	75-1201		1	0
日高内科・胃腸科医院	内科・胃腸科	六日町	75-8500		1	4
山下病院	外科・内科、婦人科	稲荷	75-2104	16	1	20
棚田内科泌尿器科	内科・泌尿器科	犬熊	75-1000		1	3
向陽の里診療所	精神科	向陽の里	75-7752		1	2
平山こどもクリニック	内科・小児科	宮王丸	75-5600		1	4
こざくら整形外科	整形外科、リハビリテーション科	六日町	75-2121		1	3
けいめい記念病院	内科、リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科	岩知野	75-7007	41	9	
くにとみ眼科クリニック	眼科	十日町西	75-8222		1	2
国富耳鼻咽喉科医	耳鼻咽喉科	六日町	30-6217		1	2
西山歯科医院	歯科	十日町東	75-2102		2	2
田部歯科医院	歯科	十日町東	75-4657		3	2
たのなか歯科医院	歯科	犬熊	75-1600		1	4
えぐち歯科医院	歯科	十日町西	30-6480		1	4

2. 施設関連

資料17 医薬品等の調達先

調 達 先	所 在	電話番号 (0985)	FAX番号 (0985)
本庄調剤薬局	本庄1911-3	75-3909	75-5116
イナリ薬局	本庄4030-12	75-2951	75-2953
宇都宮薬局	本庄6764	75-2017	75-2824
麦の穂薬局	本庄1268-3	75-9502	75-9513
フロンティア薬局 国富店	岩知野756-3	75-9491	75-9492
ひむか薬局 国富店	岩知野736-1	89-4058	89-4059
ひむかくにとみ薬局	宮王丸374-6	30-6630	30-6631
むいかまち薬局	本庄4632-2	75-8326	75-8326
有限会社ハート薬局 国富店	本庄2055-13	75-7722	75-7722

資料18 遺体収容所

名 称	所在地	電話番号	備考
光 西 寺	三名1947	75-2321	
興 聖 寺	木脇2627	75-2539	
宗 久 寺	本庄6665	75-2402	
大 乗 寺	森永1967	75-4203	
万 福 寺	本庄2097	75-2626	
宝 光 寺	本庄6987	75-2765	
義 門 寺	本庄4832	75-2390	

資料19 遺体処理施設

名称	所在	電話番号	処理能力 (体/日)	備考
東諸葬祭場	向高1680	75-6950	9	

2. 施設関連

資料20 災害危険区域内の要配慮者利用施設

(1) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

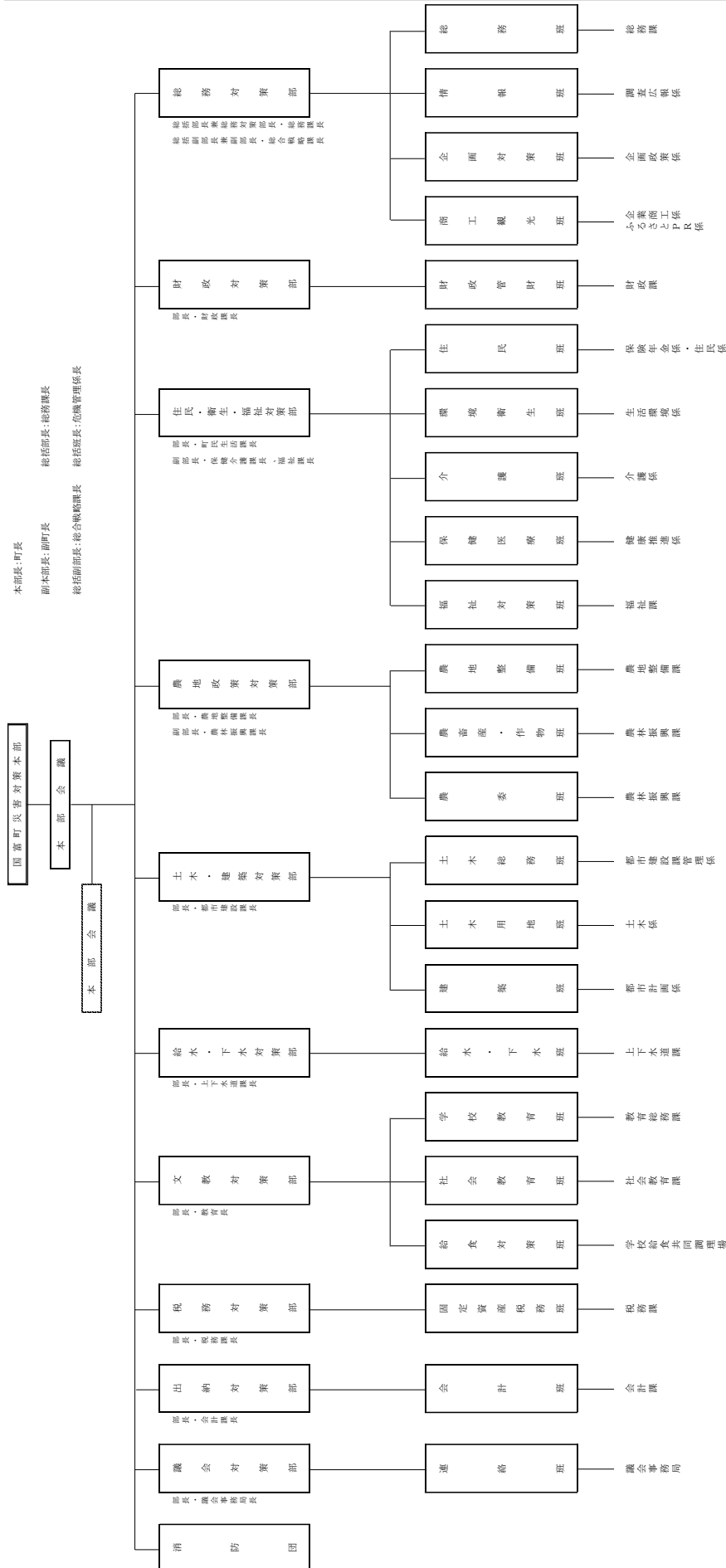
種別	施設名	所在地	電話番号 (0985)
保育園・こども園	本庄西部保育所	本庄3281-1	75-2090
保育園・こども園	三名こども園	三名1267	75-2639
保育園・こども園	もりながこども園	竹田87-1	75-2450
保育園・こども園	太田原にじ色こども園	本庄271	75-6778
通所介護（デイサービス）	国富町中央デイサービスセンター	本庄8103	30-6000
通所介護（デイサービス）	森永デイサービスセンター	竹田141-1	30-6123
通所介護（デイサービス）	あっぱれデイサービスセンター	田尻49-1	65-7566
通所リハビリ（デイケア）	サンフローラみやざき	岩知野355	75-9155
通所リハビリ（デイケア）	通所リハビリ型フィットデイエポック	岩知野762	75-1801
短期入所（ショートステイ）	介護老人保健施設 サンフローラみやざき	岩知野355	75-2020
短期入所（ショートステイ）	けいめい記念病院 介護医療院ひまわり	岩知野762	75-7012
グループホーム	グループホームサンメリー	岩知野355-1	75-2060
グループホーム	グループホームこすもす	本庄12146-3	75-6204
ケアホーム・有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム国富けいめい館	岩知野361-1	33-9290
ケアホーム・有料老人ホーム	みんなの家ともしび	森永191-2	75-0235
ケアホーム・有料老人ホーム	有料老人ホーム ほんじょう	本庄8107-1	30-6003
ケアホーム・有料老人ホーム	ケアハウス サン・グラン	岩知野357	75-1722
医療機関	小橋皮膚科医院	本庄1268	75-1201
医療機関	社会医療法人慶明会 けいめい記念病院	岩知野762	75-7007

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

種別	施設名	所在地	電話番号 (0985)
小中学校	八代小学校	八代南俣2101	75-2555
ケアホーム・有料老人ホーム	福祉サービスみちくさ（ケアホーム）	向高1383-1	75-9883
ケアホーム・有料老人ホーム	有料老人ホーム なずな	本庄1987-3	64-9286
ケアホーム・有料老人ホーム	合同会社 八代温家	八代南俣2055	77-8557

3. 災害応急対策関連

資料 2 1 国富町災害対策本部組織図



3. 災害応急対策関連

資料 2 2 国富町災害対策本部各班事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 項
総務対策部 部長 総務課長 副部長 総合戦略課長	総務班 班長 危機管理係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部会議、防災会議、その他総合調整に関すること。 (2) 避難指示等の発令及び解除に関すること。 (3) 被災状況等災害調査に関すること。 (4) 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関すること。 (5) 災害対策要員の編成、招集、配備及び出動に関すること。 (6) 避難所の開設及び管理運営に関すること。 (7) 気象情報等の収集に関すること。 (8) 国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 消防団、自主防災組織等との活動の調整に関すること。 (10) 無線通信等通信設備の運用及び保守に関すること。 (11) 自衛隊の派遣要請等に関すること。 (12) その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること。
	情報対策班 班長 調査広報係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民、報道機関等への広報活動に関すること。 (2) インターネット等による情報収集及び発信に関すること。 (3) 災害記録写真等の災害記録に関すること。 (4) 住民情報等のデータ出力に関すること。
	企画対策班 班長 企画政策係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県、関係機関等に対する災害報告に関すること。 (2) 災害状況の取りまとめに関すること。 (3) 災害対応の記録に関すること。 (4) 災害救助法等の適用及び運用の調整に関すること。 (5) 災害見舞及び視察者の応接に関すること。
財政対策部 部長 財政課長	財政管財班 班長 財政係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に必要な予算及び決算に関すること。 (2) 庁舎・町有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 庁内の電源・通信確保等に関すること。 (4) 災害対策連絡車及び輸送車両の配車計画に関すること。 (5) 義援金の受領、保管及び配分に関すること。 (6) 町営住宅・仮設住宅の供給に関すること。

3. 災害応急対策関連

部 名	班 名	分 掌 事 項
住民・衛生対策部 部長 町民生活課長	住民対策班 班長 住民係長	(1) 避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関する事 こと。 (2) 避難者・被災者の身元確認に関する事 こと。 (3) 被災者の人権・プライバシー保護に関する事 こと。 (4) 遺体の収容及び埋火葬に関する事 こと。
	環境衛生班 班長 生活環境係長	(1) 環境衛生関係施設の被害調査及び災害対策に 関すること。 (2) し尿処理及び仮設トイレの調達等に関する事 こと。 (3) ごみ処理に関する事 こと。 (4) 災害時における非常清掃に関する事 こと。 (5) その他清掃及び廃棄物の災害対策に関する事 こと
食料対策部 部長 学校給食共同 調理場所長 副部長 税務課長 教育総務課長	食料対策班 班長 給食係長	(1) 災害時における食料の調達・配給・保管・備蓄 に関する事 こと。 (2) 災害義援食料品の受払いに関する事 こと。 (3) 被災者への食料の炊出し及び配給に関する事 こと。
物資対策部 部長 農林振興課長 副部長 会計課長 議会事務局長 社会教育課長	物資対策班 班長 管理係長	(1) 災害物資の調達・配給・保管・備蓄に関する事 こと。 (2) 被服寝具類等生活必需品の調達・配給・保管・ 備蓄に関する事 こと。 (3) 災害義援物資の受払いに関する事 こと。

3. 災害応急対策関連

部 名	班 名	分 掌 事 項
保健・福祉対策部 部長 保健介護課長 副部長 福祉課長	介護対策班 班長 介護係長	(1) 介護関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 要介護者の実態把握及び情報収集に関すること。 (3) 要介護者の避難支援及び居住対策に関すること。 (4) 要介護者の介護支援及びメンタルケアに関すること。 (5) 所管する社会福祉施設との連携に関すること。
	保健医療班 班長 健康推進係長	(1) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 医療機関、保健所、関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。 (5) 負傷者等の治療及び入院に関すること。 (6) 医療救護、助産に関すること。 (7) 被災者の疾病予防及び療養に関すること。 (8) 災害地域の消毒及び防疫に関すること。 (9) 感染症の発生予防対策に関すること。 (10) 食品衛生に関すること。
	福祉対策班 班長 社会福祉係長	(1) 社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 1人暮らし、障がい者、高齢者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）の安否確認及び生活支援に関すること。 (3) 要配慮者への被服寝具類等生活必需品の配給に関すること。 (4) 災害相談窓口の開設に関すること。 (5) 被災者の各種相談業務に関すること。 (6) 被災者のメンタルケアに関すること。 (7) 被災者のプライバシー保護に関すること。 (8) ボランティア等の受入れに関すること。 (9) 社会福祉協議会、日本赤十字社、その他各種福祉施設等との連絡調整に関すること。

3. 災害応急対策関連

部 名	班 名	分 掌 事 項
農地対策部 部長 農地整備課長 副部長 農林振興課長	農地整備班 班長 農地整備係長	(1) 農地、農道、水路、農業用施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 土地改良施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 土地改良区等との連絡調整に関すること。 (4) 治山事業等山地災害対策に関すること。
	農業対策班 班長 管理係長	(1) 農作物、農業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 農作物の病害虫対策に関すること。 (3) 家畜、畜産施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 林業、漁業の被害調査及び災害対策に関すること。 (5) 農業協同組合等関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 内水面漁業組合、森林組合との連絡調整に関すること。 (7) 被災農家の災害融資等に関すること。
土木・建築対策部 部長 都市建設課長	土木対策班 班長 土木係長	(1) 道路、橋梁、堤防、河川等土木関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 避難路、輸送路の確保に関すること。 (3) 急傾斜地等災害危険箇所、地すべり、土砂崩れ等被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 交通の確保及び交通災害情報に関すること。 (5) 災害時の通行止及び迂回路等の対策に関すること。 (6) 被災現場への一般人の立入禁止など安全確保に関すること。 (7) 応急対策用資機材の調達、重機等の借用及び労務対策に関すること。 (8) 関係機関、民間事業者等との連携調整に関すること。
	建築対策班 班長 都市計画係長	(1) 建築物の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 (3) 庁舎、避難所及び町営住宅の応急処理に関すること。 (4) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (5) 被災住宅復興支援に関すること。 (6) 関係機関、民間事業者等との連携調整に関すること。

3. 災害応急対策関連

部 名	班 名	分 掌 事 項
給水対策部 部長 上下水道課長	給水・下水道班 班長 工務係長	(1) 上下水道関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 被災地の給水計画に関すること。 (3) 飲料水の確保、給水に関すること。 (4) 水質管理に関すること。 (5) 関係機関、民間事業者等との連携調整に関すること。
文教対策部 部長 教育総務課長 副部長 社会教育課長 学校給食共同調理場所長	学校教育班 班長 学校教育係長	(1) 学校教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること。 (3) 教職員の動員に関すること。 (4) 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること。 (5) 被災後の教育環境・保健衛生に関すること。
	社会教育班 班長 社会体育係長	(1) 社会教育・体育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。 (3) 災害時の施設利用者の避難誘導に関すること。
	給食対策班 班長 給食係長	(1) 災害時の学校給食に関すること。
税務対策部 部長 税務課長	税務班 班長 資産税係長	(1) 固定資産等の被害調査に関すること。 (2) 罹災証明書等の発行に関すること。 (3) 被災者の町税等減免措置に関すること。
出納対策部 部長 会計課長	会計班 班長 会計係長	(1) 災害に関する出納業務に関すること。 (2) 災害時の町内金融機関との連絡調整に関すること。
議会対策部 部長 議会事務局長	議会対策班 班長 議事調査係長	(1) 議員への災害概況等の報告及び連絡調整に関すること。 (2) その他議会対策に関すること。

3. 災害応急対策関連

部 名	班 名	分 掌 事 項
消防団	(各分団共通)	(1) 被災状況の調査及び災害対策に関すること。 (2) 自主防災組織、関係機関等との連絡調整及び連携・協力に関すること。 (3) 災害情報の広報伝達に関すること。 (4) 非常警備に関すること。 (5) 住民の避難及び誘導に関すること。 (6) 行方不明者の捜索及び救出に関すること。 (7) 災害現場における応急救護に関すること。 (8) 負傷者等の緊急搬送及び大多数に及んだ場合の緊急搬送車両の確保に関すること。 (9) 同時多発型火災に対する消防車両の配置及び消防水利の確保に関すること。 (10) 水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関すること。 (11) 各部との連絡調整に関すること。

3. 災害応急対策関連

資料23 火災・災害等即報_第4号様式(その1)(災害概況即報)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟					
		不明		人		一部破損			棟	未分類		棟					
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定なものについては、「未分類」の欄に計上すること。

3. 災害応急対策関連

<第4号様式—その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、風水害・地震時の第一報で、死傷者の有無、浸水・火災の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

（1）災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ④ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- ⑤ その他これらに類する災害の概況

（2）被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をするこ

（3）応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で
ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県または市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

3. 災害応急対策関連

資料24 火災・災害等即報_第4号様式(その2)(災害状況即報)

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

市町村名		区		分	被	害						
災害名 ・ 報告番号	災害名	第	報	そ	田	流出・埋没	ha					
					冠	水	ha					
報告者名	(月日時現在)	第	報	の	畑	流出・埋没	ha					
						冠	水	ha				
報告者名				学	校	箇所						
報告者名				病	院	箇所						
報告者名				道	路	箇所						
区		分		橋	り	よ	う	箇所				
区		被		河	川	箇所						
人的被害	死	者	人	港	湾	箇所						
		うち災害関連死者	人	砂	防	箇所						
	行	方	不明者	清	掃	施	設	箇所				
	負傷者	重	症	人	崖	く	ず	れ	箇所			
住家被害	全	壊	棟	鉄	道	不	通	箇所				
			世帯	被	害	船	舶	隻				
			人	水	道	戸						
	半	壊	棟	電	話	回	線					
			世帯	電	気	戸						
			人	ガ	ス	戸						
	一	部	破	損	棟	ブ	ロ	ッ	ク	塀	等	箇所
					世帯							
					人							
	床	上	浸	水	棟							
					世帯	り	災	世	帯	数	世帯	
					人	り	災	者	数	人		
床	下	浸	水	棟	火	災	発	生	建	物	件	
				世帯	危	険	物	件				
				人	そ	の	他	件				
非住家	公共建物		棟									
	その他		棟									

3. 災害応急対策関連

区 分		被 害		等 災 の 害 設 対 置 策 状 本 況 部	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他				適 災 用 害 市 救 町 助 村 名 法	計 団 体	
農 産 被 害	千円					
林 産 被 害	千円					
畜 産 被 害	千円					
水 産 被 害	千円					
商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円			119番通報件数	件	
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

3. 災害応急対策関連

<第4号様式－その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県または市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

災害の備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名または地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時または期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

3. 災害応急対策関連

資料25 被害状況判定基準

表 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的 被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽症者	災害のため医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家 の 被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家 被害	非住宅	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑 の 被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。

3. 災害応急対策関連

被害区分	判定基準	
5 その 他の 被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために、可川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活の一つにしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

3. 災害応急対策関連

被害区分		判定基準
5 その 他の 被害	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3. 災害応急対策関連

資料 2 6 防災無線の使い方及び無線電話番号等

(県庁電話番号簿から抜粋)

(1) 地上系及び I P 系無線電話の使い方

■ 地上系防災電話機からの利用

- ・ 県庁内線電話機への発信
(例) 8-2344
- ・ 県庁防災電話機への発信
(例) 21-40
- ・ 他の市町村及び宮崎市消防局
(例) 5-201-1
(例) 5-601-3

【8】 + 県庁内線番号
県消防保安課消防担当

防 災 無 線 番 号
県危機管理課防災企画担当

【5】 + 端末局番号 + 【1】 (防災電話機)
【5】 + 端末局番号 + 【3】 (交換台)
宮崎市役所防災電話機
宮崎市消防局交換台

■ I P 系防災電話機からの利用

- ・ 県庁内線電話機への発信
(例) 8-2346
- ・ 県庁防災電話機への発信
(例) 21-39
- ・ 他の市町村及び宮崎市消防局
(例) 2487
(例) 7-383-3

【8】 + 県庁内線番号
県危機管理課防災企画担当

防 災 無 線 番 号
県消防保安課消防担当

電話番号 (防災電話機)
【7】 + 端末局番号 + 【3】 (交換台)
宮崎市消防局 I P 系防災電話機
綾町交換台

■ 内線電話機からの利用

- ・ 県庁内線電話機への発信
I P 系単独電話)
(例) 7-8-2346
(地上系)
(例) 61-8-2346
- ・ 県庁防災電話機への発信
I P 系単独電話)
(例) 7-21-40
(地上系)
(例) 61-21-40
- ・ 県の総合庁舎内線電話機への発信
(例) 61-360-205
- ・ 他の市町村及び宮崎市消防局への発信 (I P 系単独電話からの発信)
(例) 2487
(例) 7-7-201-3

【7】 + 【8】 + 県庁内線番号
県危機管理課防災企画担当

6 1 + 【8】 + 県庁内線番号
県危機管理課防災企画担当

【7】 + 防災無線番号
県危機管理課防災企画担当

6 1 + 防災無線番号
県危機管理課防災企画担当

6 1 + 総合庁舎番号 + 総合庁舎内線番号
中部農林振興局総務課総務担当

相手先端末局番号 + 【1】 (I P 系防災電話機)
【7】 + 【7】 相手先端末局番号 + 【3】 (交換台)
宮崎市消防局 I P 系防災電話機
宮崎市交換台

3. 災害応急対策関連

■ 防災 F A X からの利用

- ・ 地上系回線 【 1 】 + 防災 F A X 番号
 (例) 1-26-40 県消防保安課防災 F A X
- ・ I P 系回線 【 0 】 + 【 7 】 + 防災 F A X 番号
 (例) 0-7-26-40 県消防保安課防災 F A X
- ・ I P 系回線(他の市町村及び宮崎市消防局)
【 0 】 + 【 7 】 + 【 7 】 相手先端末局番号 + 【 2 】
 (例) 0-7-7-601-2 宮崎市消防局防災 F A X
 (例) 0-7-7-383-2 綾町防災 F A X

(2) 防災無線端末局番号・特番一覧表

(県庁電話番号簿から抜粋)

端 末 局 名	端 末 局 番 号	I P 特 番	地 上 特 番	I P 系 防 災 電 話 番 号
宮 崎 市	201	90	91	2461
西 都 市	208	82	81	2468
高 岡 町	381	-	91	-
綾 町	383	単独電話	局線10	2473
宮 崎 消 防	601	10	11	2487
国 富 町	382	単独電話	61	2472

*特番に番号が無い所は、内線電話から発信は出来ません。

3. 災害応急対策関連

(3) 県各部各課及び関係機関等の内線・無線番号

(県庁電話番号簿及び宮崎県職員録から引用)

【 総 務 部 】			【 (福祉保健部) 左下段のつづき 】		
	(内線)	(無線)		(内線)	(無線)
総務課	2023	21-01	高齢者対策課	2444	21-52
秘書課	2008	21-02	児童家庭課	2463	21-53
人事課	2050	21-03	障害福祉課	2473	21-54
職員厚生課	2070	21-04	衛星管理課	2480	21-55
財政課	2092	21-05	保健薬務課	2490	21-56
管財課	2112	21-06	県立病院課	3770	21-57
税務課	2142	21-07	保険課	3787	21-58
地方課	2152	21-08	国民年金課	3790	21-59
広報公聴課	2173	21-09	中央福祉事務所	3642	—
国際課	2021	21-10	中央保健所	(28)2111	51-213
宮崎県税事務所	3540	22-32	県立宮崎病院	(24)4181	51-321
消防保安課	2343	21-36~40			
危機管理局	(消防担当	21-39			
	(防災担当	21-40			
	(無線担当	21-36~38			
			【 商 工 労 働 部 】		
			(内線)	(無線)	
			商工政策課	2510	21-60
			工業振興課	2520	21-61
			商工金融課	2530	21-62
			商業振興課	2540	21-63
			観光・リゾート課	2550	21-64
			労政能力開発課	2560	21-65
			職業安定課	2580	21-66
			雇用保険課	2590	21-67
			【 農 政 水 産 部 】		
			(内線)	(無線)	
			農政企画課	2610	21-70
			農業経済課	2630	21-71
			営農指導課	2674	21-72
			農産園芸課	2690	21-73
			畜産課	2710	21-74
			農村建設課	2650	21-75
			農地整備課	2730	21-76
			魚政課	2750	21-77
			水産振興課	2760	21-78
			漁港課	2770	21-79
			中部農林振興局	3580	22-30
			【 福 祉 保 健 部 】		
			(内線)	(無線)	
福祉保健課	2413	21-50			
社会援護課	2432	21-51			
			【 林 務 部 】		
			(内線)	(無線)	
			林政企画課	2810	21-80

3. 災害応急対策関連

【 林 務 部 つ づ き 】			【 (企業局) 左下段のつづき 】		
	(内線)	(無線)		(内線)	(無線)
木材振興課	2830	21-81	総合制御課	3948	22-22
森林保全課	2850	21-82			
森林土木課	2870	21-83			
山村対策室	2890	21-84			
【 土 木 部 】			【 宮崎県議会事務局 】		
	(内線)	(無線)		(内線)	(無線)
管理課	2910	21-90	総務課	3160	22-06
用地対策課	3080	21-91	議事課	3165	22-07
技術検査課	2930	21-03	調査課	3170	22-08
道路建設課	2950	21-93			
道路保全課	2960	21-94	【 教育委員会事務局 】		
河川課	2970	21-95		(内線)	(無線)
砂防課	2990	21-98	総務課	3225	22-10
港湾課	3000	21-99	学校施設課	3240	22-11
都市計画課	3020	22-00	学校教育課	3260	22-12
建築住宅課	3040	22-01	教職員課	3280	22-13
営繕課	3060	22-02	福利課	3300	22-14
高速道対策局	2903	22-03	生涯学習課	3310	22-15
宮崎土木事務所	3610	22-31	保健体育課	3330	22-16
高岡土木事務所 (82) 1	300-13		文化課	3350	22-17
(所長)	300-10		同和教育室	3360	22-18
(総務課長)	300-11		宮崎教育事務所	3647	-
(管理担当)	300-16・17				
(用地担当)	300-18~20		【 防災無線統制局 】		
(工務課長)	300-12			(無線)	
(道路担当)	300-21・25		統制卓	11-1	
(河川砂防担当)	300-23・24		無線室 (5階)	22-35~37	
(ダム担当)	300-33・37		無線室 (12階)	22-38	
(無線室)	300-32				
【 出 納 事 務 局 】			【 県災害対策本部用防災電話 】		
	(内線)	(無線)	国土庁無線電話	22-70	
会計課	3102	22-04	〃	22-71	
物品管理課	3120	22-05	防災電話	22-72~84	
【 企 業 局 】			【 宮 崎 市 】		
	(内線)	(無線)	交換台	(地)	5-2013
総務課	3133	22-20		(IP)	7-2013
工務課	3138	22-21	防災電話	(地)	5-2011
電気課	3928	22-23	(総務課)	(IP)	2461
施設管理課	3143	-			

3. 災害応急対策関連

【 西 都 市 】		【 関係機関防災FAX 】	
交換台	(地) 5-2083	県等政局FAX	28-40
(企画開発課	総務課 宿直室)	県消防保安課FAX (国)	26-40
	(IP) 7-2083	〃	(↓)25-40
防災電話	(地) 5-2081	県河川課FAX	25-95
(企画開発課)	(IP) 2468	高岡土木事務所FAX	無し
【 高 岡 総 合 支 所 】			
交換台	(地) 5-3813	宮崎市総務課FAX	
	(IP) 無し	(地)	5-2012
防災電話	(地) 5-3811	(IP)	7-2012
(総務課)	(IP) 無し		
【 綾 町 】		西都市企画開発課FAX	
交換台	(地) 5-3833	(地)	5-2082
	(IP) 7-3833 (単独)	(IP)	7-2082
防災電話	(地) 5-3831		
(総務税政課)	(IP) 2473	宮崎市高岡総合支所総務課FAX	
		(地)	5-3812
		(IP)	無し
【 国 富 町 】			
交換台	(地) 5-3823	綾町総務税政課FAX	
	(IP) 7-3823 (単独)	(地)	5-3832
防災電話	(地) 5-3821	(IP)	7-3832
(総務課)	(IP) 2472		
【 宮 崎 市 消 防 局 】		国富町総務課FAX	
交換台	(地) 5-6013	(地)	5-3822
	(IP) 7-6013	(IP)	7-3822
防災電話	(地) 5-6011		
(指令課)	(IP) 7-6011		
【 防 災 機 関 】		【 宮 崎 市 消 防 局 指 令 課 F A X 】	
新田原自衛隊	56-123	(地)	5-6012
都城自衛隊	56-133	(IP)	7-6012
えびの自衛隊	56-143		
宮崎地方气象台	56-113		
日赤宮崎支部	56-221		
九州電力	56-233		
LPガス協会	56-251		
NTT	56-413		
宮崎医師会病院	56-573		
宮崎交通	56-361		

資料27 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
国富町長	印
自衛隊の災害派遣要請について	
<p>自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 	

自衛隊災害派遣撤収依頼書

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
国富町長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
<p>年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 撤収開始日時 2 撤去の理由等 	

3. 災害応急対策関連

資料28 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

「災害救助事務取扱要領（令和5年6月）」より

（令和5年6月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																		
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げで実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)																																		
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																		
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。																																		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごと に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>35,600</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>			区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算	全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	35,600	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算																															
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	35,600	43,600	55,200	8,000																															
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																															
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																															
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																															
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																		

3. 災害応急対策関連

(令和5年6月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

3. 災害応急対策関連

(令和5年6月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

- イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10
- ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
- ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
- ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
- ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
- ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
- ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 災害応急対策関連

資料29 火災・災害等即報_第1号様式(火災)

第1号様式(火災)

第 報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月	日	時	分	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)
	(月	日	時	分)		月 日 時 分)
火元の業態 ・用途					事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所					出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人				死者の生じた理由	
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計	棟	焼損面積
		半焼	棟			
		部分焼	棟			
		ぼや	棟			
						建物焼損床面積 m ²
						建物焼損表面積 m ²
						林野焼損面積 a
り災世帯数					気象状況	
消防活動 状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他		台	人		
救急・救助 活動状況						
その他参考事項						

資料30 防災関連条例及び各種協定等

(1) 国富町防災会議条例

国富町防災会議条例

昭和38年7月1日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、国富町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国富町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて国富町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、10人、1人及び1人とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4. 条例・協定関連

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、国富町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 国富町災害対策本部条例

国富町災害対策本部条例

昭和38年7月1日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、国富町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 宮崎県市町村防災相互応援協定

宮崎県市町村防災相互応援協定

平成8年8月29日制定
宮崎県市町村防災相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。
2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条

4. 条例・協定関連

の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年8月29日

(4) 宮崎県消防相互応援協定書

宮崎県消防相互応援協定書

平成7年6月19日制定

改正

平成18年7月20日

宮崎県消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互の応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

（応援出動）

第3条 応援出動は、災害発生地在市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- (3) その他必要な事項

（応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

（応援の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

4. 条例・協定関連

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

(報告)

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

(1) 応援隊が災害発生地に到着したとき

(2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあってはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。

2 宮崎縣市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

附 則（平成18年7月20日）

この協定は、平成18年7月20日から効力を生ずるものとする。

(5) 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

平成10年7月24日制定
宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

水道法第6条の事業認可を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎県市町村防災相互応援協定」（平成8年8月29日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

(用語)

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

(連絡担当課)

第2条 市町村水道事業者は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援給水の実施
- (3) 応急復旧の実施
- (4) 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- (5) 給水に係る衛生措置の確保
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(応援要請等)

第4条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

4. 条例・協定関連

3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応急給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画（以下、「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保
- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は平成10年8月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(6) 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領

宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領

平成16年10月1日
危機管理局

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条第3項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3条 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 公共性地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命及び財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）
- (3) 非代替性防災救急ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

(緊急運航の基準)

第4条 緊急運航は、前条に掲げる要件を満たし、かつ、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うことができるものとする。

(緊急運航の要請)

第5条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他の関係機関（以下「要請機関」という。）の長が防災救急航空センター所長（以下「所長」という。）に対し行うものとする。

2 前項の要請は、緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6条 所長は、前条第1項に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、緊急運航を要する事態の状況、気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、航空隊隊長又は副隊長（以下「隊長等」という。）に必要な指示をするとともに、要請機関に決定内容を回答しなければならない。

2 隊長等は、前項の指示を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 所長は、第1項の規定により対応した結果を速やかに、消防保安課長（以下「運航管理責任者」という。）に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 要請機関は、防災救急航空センターと緊密な連絡を図るとともに、当該要請機関の定める災害現場等の指揮者に、防災救急ヘリの運航指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

2 要請機関は、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む。）及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火のための給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8条 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

(7) 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準

宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準

1 救急活動

(1) 事故又は急病等による搬送

事故若しくは急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める救急活動出動基準に該当するとき

(2) 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき

(3) 傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

山間部、離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

(4) 移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器や担当医師、医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

(5) その他、特に、防災救急ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリによる対応がより有効と認められる場合

(2) 中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

3 災害応急活動

(1) 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められるとき

(2) 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合

4 火災防衛活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリによる消火がより効果的であると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき

(3) 広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められる場合

(4) 資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められる場合

(5) その他、特に、防災救急ヘリによる火災防衛活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災応援活動

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）、九州・山口9県の相互応援協定（平成7年11月締結）等に基づく要請があった場合

6 防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく活動

熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県における防災消防ヘリコプター相互応援協定（平成24年10月締結）に基づく要請があった場合

(8) 防災関係協定・覚書一覧

協定名	協定機関名	協定締結日	主な協定内容
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人ユメリ災害対策センター	平成 23 年 7 月 27 日	調達可能な物資の供給
国富町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成 23 年 8 月 16 日	現地情報連絡員（リエゾン）等の応援
災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定	宮崎県冷凍空調工業会	平成 25 年 2 月 1 日	公共施設及避難所等冷凍空調施設の機能確保等
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定	宮崎県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会、宮崎県霊柩自動車協会	平成 25 年 3 月 28 日	葬祭用品等の供給等
災害発生時における国富町と国富町関係郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社国富郵便局長	平成 27 年 9 月 16 日	郵便業務等の支障のない範囲内での協力
災害時におけるLPガスの調達に関する協定	宮崎県LPガス協会 東諸支部	平成 28 年 2 月 1 日	LPガスの優先的な供給等
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社	平成 28 年 3 月 30 日	特設公衆電話の設置・利用に関すること等
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	あけぼの園	平成 28 年 10 月 11 日	要配慮者の受入れ等
	エデンの園	平成 28 年 10 月 13 日	
	サンフーロー	平成 28 年 10 月 14 日	
	さくら苑	平成 28 年 10 月 19 日	
向陽の里			
大規模災害時における行政手続相談等に関する協定	宮崎県行政書士会	平成 28 年 12 月 5 日	行政相談等
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	宮崎市長、綾町長、(一社)宮崎市郡歯科医師会	令和 2 年 2 月 14 日	歯科医療救護班の派遣等
宮崎県消防相互応援協定	宮崎県知事 宮崎県市町村長 宮崎県東児湯消防組合管理者 西諸広域行政事務組合 理事会代表理事 西臼杵広域行政事務組合 管理者	平成 30 年 5 月 11 日	応援出動、応援人員の派遣等
災害時における医療救護活動に関する協定	宮崎市長、綾町長、(一社)宮崎市郡薬剤師会	平成 30 年 7 月 6 日	医薬品等の運搬等
災害時における医薬品等の調達に関する協定	宮崎市長、綾町長、日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部	平成 30 年 7 月 6 日	保有する医薬品等の提供等
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 6 月 15 日	町の情報をヤフーサービス上に掲載する等

国富町が締結している協定一覧

協定名	協定機関名	協定締結日	主な協定内容
防災パートナーシップに関する協定	株式会社テレビ宮崎	令和2年12月11日	防災情報の発信等
災害時における物資の調達に関する協定	協同紙工株式会社	令和3年1月14日	段ボール製品の優先的提供等
国富町災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定	国富町社会福祉協議会	令和3年4月1日	防災ボランティアセンターの設置等
災害時の協力に関する協定	株式会社カイノ	令和3年6月23日	ドローンによる調査協力等
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和3年6月28日	保有する物資の供給等
災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社	令和4年3月31日	相互連携による早期復旧方法等

4. 条例・協定関連

覚書一覧

機 関 名	高岡警察署	九州電力送配電株式会社
締 結 日	平成24年8月10日	令和3年1月26日
目 的	高岡警察署の災害警備活動拠点を確保し、災害警備活動を円滑に遂行すること。	非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業等双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応に当たること。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、国富町立図書館の一部を提供し、災害警備活動に協力する ・提供場所を町が使用する等事情が生じたときは、速やかに連絡し、町の事情等を優先する 	<p>情報の提供</p> <p>町から九州電力株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報 ・家屋等被害状況 <p>電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況</p> <p>九州電力株式会社から町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応体制等 ・停電情報 ・被害状況 <p>復旧体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧状況 <p>電力復旧に必要な応援者受入のための協力</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 駐車場及び宿泊箇所としての施設借用 (2) 復旧資材置き場の借用 (3) 復旧人員及び資材運搬に供するヘリコプター発着場の使用 <p>道路啓開</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 倒木時の道路啓開 (2) 電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開
要 請 手 続	協議による	協議による
経 費 の 負 担	●別途協議による	●施設利用に伴う費用については、九州電力株式会社
そ の 他	覚書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協議し定める。	覚書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協議し定める。
運 用	期限満了3ヶ月前までに終了の通知がない場合は、自動で協定継続。	災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力